

# 環境白書

平成 27 年度版

未来につなげよういきいき自然！  
やさしさと行動力あふれるまち・高知



環境維新・高知市  
マスコットキャラクター「ケーちゃん」

高 知 市



# 目 次

## I 総論

|   |    |
|---|----|
| 1. 高知市の概況                                 |    |
| 1-1 沿革                                    | 1  |
| 1-2 自然的条件                                 | 1  |
| 1-3 社会的条件                                 | 3  |
| 2. 総合的な環境行政の推進                            |    |
| 2-1 環境行政のあゆみ                              | 7  |
| 2-2 環境行政の体制                               | 8  |
| 2-3 高知市環境基本条例                             | 12 |
| 2-4 第二次高知市環境基本計画                          | 14 |
| 2-5 高知市環境保全率先実行計画<br>（高知市地球温暖化対策地域推進実行計画） | 18 |
| 2-6 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）             | 19 |

## II 各論

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 自然豊かなまちづくり       |    |
| 1-1 生物多様性の保全        | 20 |
| 1-2 森林の保全・整備        | 25 |
| 1-3 里山の保全と再生        | 25 |
| 1-4 海洋・河川環境の保全と再生   | 26 |
| 2. 環境汚染の防止          |    |
| 2-1 公害対策の推進         | 29 |
| 2-2 生活排水対策の推進       | 54 |
| 3. 環境負荷の少ない循環型社会の構築 |    |
| 3-1 廃棄物の発生抑制・再利用の促進 | 55 |
| 3-2 廃棄物の適正な処理       | 63 |
| 4. 地球温暖化防止への貢献      |    |
| 4-1 人にやさしい低炭素都市の実現  | 68 |
| 4-2 新エネルギー活用の促進     | 72 |
| 5. 美しく快適なまちの形成      |    |
| 5-1 みどり豊かな市街地づくり    | 73 |
| 5-2 良好な景観の形成        | 78 |
| 6. 環境と調和した減災対策      |    |
| 6-1 災害対応力の強化        | 80 |
| 7. 参加・協働・連携の推進      |    |
| 7-1 環境学習の推進         | 81 |
| 7-2 情報共有の推進         | 82 |
| 7-3 多様な主体との連携・交流    | 85 |
| 7-4 広域行政の推進         | 85 |

## III 資料

|            |     |
|------------|-----|
| 1. 環境関連条例  | 86  |
| 2. 廃棄物関連条例 | 119 |
| 3. その他条例   | 128 |
| 4. 環境年表    | 171 |

# I 総論

1. 高知市の概況
2. 総合的な環境行政の推進



# 1. 高知市の概況

## 1-1 沿革

本市は、土佐 24 万石の藩主山内家の城下町として発展してきた都市である。

明治 22 年に市制が施行された当時においては、人口 2 万 1,823 人、面積 2.81km<sup>2</sup>であったが、その後多くの自治体を編入合併し、現在は市域が 308.99km<sup>2</sup>に広がり、人口は約 34 万人までに発展した。

市街地は、昭和 20 年 7 月の戦災により中央地域のほとんどを焼失し、加えて翌 21 年 12 月の南海地震により甚大な被害を受けたが、戦災復興都市計画事業を中核に、周辺部は都市開発事業、新市街地整備区画整理事業等により現在の姿に成長した。

本市は、高知県の県都として産業・経済・教育・文化の中核的役割を担う地方中核都市であり、平成 10 年 4 月に四国で初めて「中核市」に移行した。

そして平成 17 年 1 月には、鏡村・土佐山村と、20 年 1 月には春野町と合併したことにより、都市部、中山間地、田園地域、臨海部がバランスよく調和し、鏡川と仁淀川という 2 つの清流を有する「森・里・海のまち」として生まれ変わった。

## 1-2 自然的条件

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地の標高は総体的に低く、東・南部の湿田地帯は -1.0m、市中心部の県庁前が 3.0m、西部の旭駅前が 6.2m、筆山公園 117.9m、正蓮寺 330~350m、北方山岳地帯が 400~1,200m である。毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるなど雨量が多く、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。

また、市内には東経 133 度 33 分 33 秒、北緯 33 度 33 分 33 秒と「3」が 6 桁も続く地点が存在し、環境の保全を訴えるシンボルとして「地球 33 番地」のモニュメントが建てられている。

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 東 経            | 133 度 31 分 53 秒       |
| 北 緯            | 33 度 33 分 32 秒        |
| 東西最長           | 21.49km               |
| 南北最長           | 24.83km               |
| 面 積            | 308.99km <sup>2</sup> |
| (世界測地系緯度表示による) |                       |



## ● 気 象

本市の気象は温暖多雨であるものの、年間日照時間が長く、太陽が輝く明るい街である。

### (1) 気 温

(単位 °C)

| 区 分            |    | 1月   | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 全年   |
|----------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 16～<br>25<br>年 | 最高 | 19.2 | 24.3 | 25.0 | 29.1 | 32.3 | 33.5 | 37.5 | 36.9 | 36.9 | 32.2 | 26.3 | 23.2 | 37.5 |
|                | 最低 | -5.1 | -3.6 | -1.4 | 3.0  | 8.6  | 14.0 | 18.7 | 19.8 | 14.7 | 7.2  | 0.3  | -2.5 | -5.1 |
|                | 平均 | 6.5  | 8.4  | 11.0 | 15.6 | 20.1 | 23.4 | 27.3 | 28.2 | 25.5 | 20.4 | 14.2 | 8.5  | 17.4 |
| 26<br>年        | 最高 | 17.8 | 20.2 | 25.2 | 25.3 | 28.9 | 31.0 | 35.3 | 35.5 | 32.4 | 29.5 | 25.0 | 20.7 | 35.5 |
|                | 最低 | -1.3 | 0.8  | -0.4 | 2.7  | 8.5  | 17.3 | 19.5 | 20.7 | 16.0 | 9.5  | 4.6  | -1.4 | -1.4 |
|                | 平均 | 7.0  | 8.1  | 11.4 | 15.3 | 19.8 | 22.7 | 26.9 | 26.6 | 23.9 | 20.3 | 14.9 | 6.7  | 17.0 |

(市政あんない)

### (2) 降水量

(単位 mm)

| 区 分 | 16 ～ 25年 |      |       | 26年   | 区 分 | 16 ～ 25年 |         |         | 26年     |
|-----|----------|------|-------|-------|-----|----------|---------|---------|---------|
|     | 最 高      | 最 低  | 平 均   |       |     | 最 高      | 最 低     | 平 均     |         |
| 1月  | 110.5    | 0.0  | 42.1  | 38.5  | 8月  | 576.0    | 66.0    | 205.5   | 1,561.0 |
| 2月  | 277.0    | 47.5 | 141.4 | 132.5 | 9月  | 651.5    | 76.0    | 362.3   | 319.0   |
| 3月  | 246.5    | 37.5 | 156.3 | 259.0 | 10月 | 579.5    | 31.0    | 224.8   | 259.0   |
| 4月  | 491.0    | 71.0 | 245.7 | 214.0 | 11月 | 349.0    | 13.5    | 148.2   | 72.5    |
| 5月  | 637.5    | 48.5 | 286.2 | 202.0 | 12月 | 190.0    | 13.5    | 84.1    | 109.0   |
| 6月  | 734.0    | 74.0 | 345.6 | 297.0 |     |          |         |         |         |
| 7月  | 705.5    | 40.5 | 317.8 | 195.0 | 全年  | 3,397.0  | 1,745.5 | 2,559.8 | 3,658.5 |

(注) 全年欄は年間降水量を示す。

(市政あんない)

### (3) 気 象 (平成 26 年)

| 区 分               | 日 数 | 期 間                  | 最大 継続 日数 | 区 分          | 日 数 | 期 間       | 最大 継続 日数 |
|-------------------|-----|----------------------|----------|--------------|-----|-----------|----------|
| 日最低気温 < 0°C (寒候期) | 12  | 25.12.28～<br>26.3.11 | 3        | 日最高気温 ≥ 25°C | 148 | 3.30～11.6 | 77       |
|                   |     |                      |          | 日最高気温 ≥ 30°C | 48  | 6.29～9.28 | 19       |
| 日平均気温 < 0°C (寒候期) | 0   | —                    | 0        | 日最高気温 ≥ 35°C | 3   | 7.24～8.26 | 1        |
| 日平均気温 ≥ 25°C      | 63  | 6.29～9.25            | 52       | 日最低気温 ≥ 25°C | 15  | 7.9～8.26  | 5        |

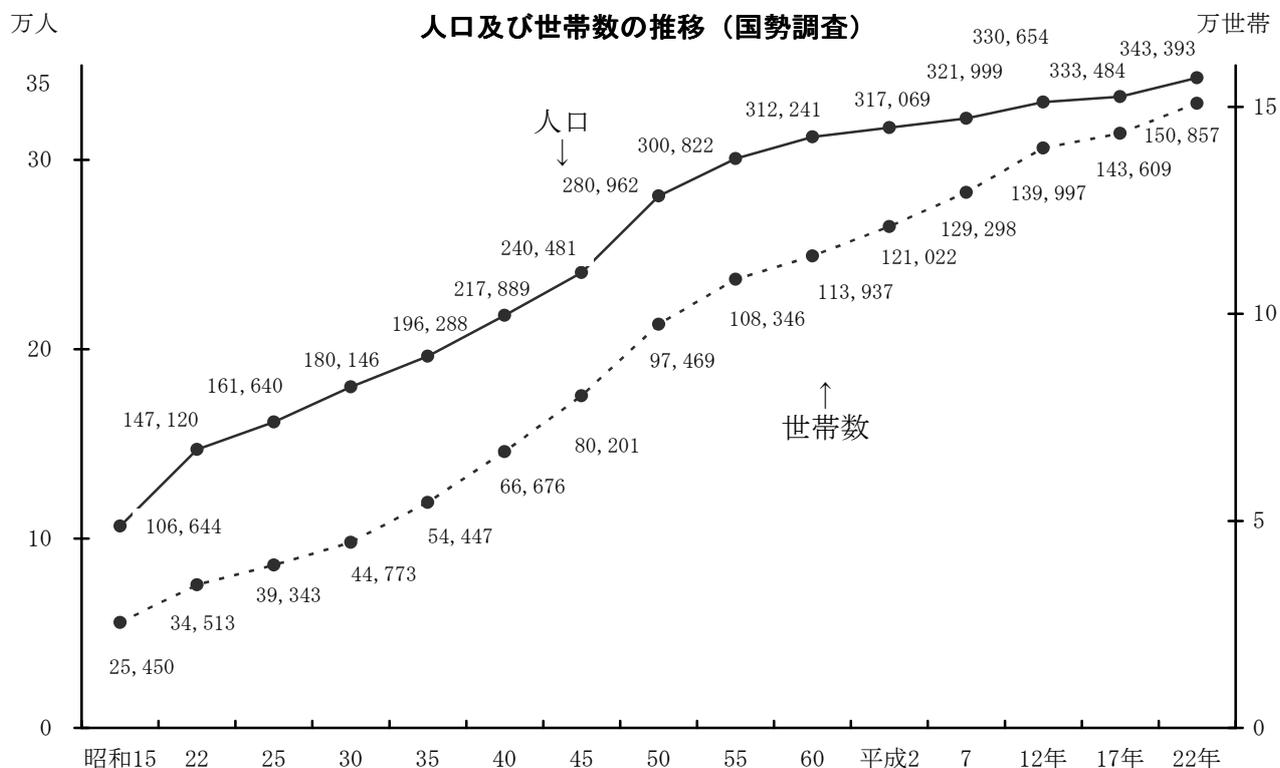
・桜(そめいよしの)開花日 3月18日 ・梅雨期間 6月2日頃～7月20日頃

(市政あんない)

## 1-3 社会的条件

### ● 人口

本市の人口は高知県全体の約4割に当たる。県都として、著しい人口増加の傾向が長く続いたが、近年はほぼ横ばいであり、少子高齢化が進んでいる。



(高知市統計書)

年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査）

| 区分<br>年 | 人 口        |                 |                    |                 | 構 成 比 |        |      |
|---------|------------|-----------------|--------------------|-----------------|-------|--------|------|
|         | 総 数<br>(1) | 年少人口<br>(0～14歳) | 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 老年人口<br>(65歳以上) | 年少人口  | 生産年齢人口 | 老年人口 |
| 昭和50年   | 280,962    | 63,065          | 193,398            | 24,029          | 22.4  | 68.8   | 8.6  |
| 55      | 300,822    | 67,137          | 204,125            | 28,903          | 22.3  | 67.9   | 9.6  |
| 60      | 321,241    | 65,527          | 211,525            | 33,956          | 21.0  | 67.7   | 10.9 |
| 平成2年    | 317,069    | 57,041          | 216,199            | 40,890          | 18.0  | 68.2   | 12.9 |
| 7       | 321,999    | 51,064          | 220,188            | 50,102          | 15.9  | 68.4   | 15.6 |
| 12      | 330,654    | 47,335          | 221,951            | 60,130          | 14.3  | 67.1   | 18.2 |
| 17      | 333,484    | 45,802          | 219,180            | 68,418          | 13.7  | 65.7   | 20.5 |
| 22      | 343,393    | 45,274          | 212,868            | 79,935          | 13.2  | 62.0   | 23.3 |

(注) (1)は「年齢不詳」を含む。

(高知市統計書)

## ● 産 業

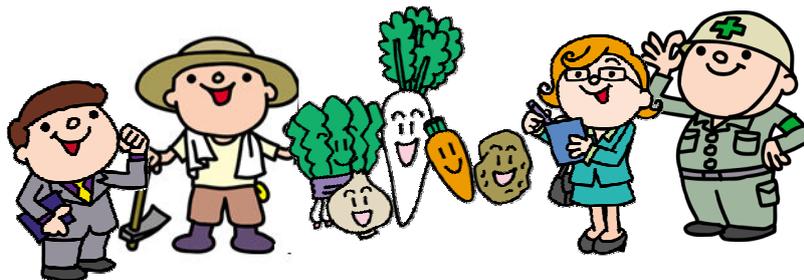
本市の産業構造を就業人口から見た場合、平成22年の国勢調査では1次産業4,540人(3.1%)、2次産業2万2,211人(15.2%)、3次産業11万2,110人(76.9%)となっており、3次産業の比率が非常に高くなっている。また、就業人口の推移は、減少傾向にある。

(注) 他に分類不能の産業7,003人(4.8%)がある。

産 業 別 人 口 (国勢調査)

|                   | 平成17年   |        |        | 平成22年   |        |        |
|-------------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
|                   | 総数      | 男      | 女      | 総数      | 男      | 女      |
| 総数                | 152,999 | 80,281 | 72,718 | 145,864 | 75,369 | 70,495 |
| 農業，林業             | 3,852   | 1,980  | 1,872  | 4,325   | 2,417  | 1,908  |
| 漁業                | 234     | 234    | 0      | 215     | 179    | 36     |
| 鉱業・採石業，砂利採取業      | 108     | 90     | 18     | 81      | 69     | 12     |
| 建設業               | 14,025  | 11,937 | 2,088  | 11,656  | 9,799  | 1,857  |
| 製造業               | 12,476  | 7,992  | 4,484  | 10,474  | 7,131  | 3,343  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 576     | 468    | 108    | 738     | 628    | 110    |
| 情報通信業             | 2,200   | 1,514  | 686    | 2,591   | 1,683  | 908    |
| 運輸業，郵便業           | 6,067   | 5,310  | 757    | 6,215   | 5,354  | 861    |
| 卸売業，小売業           | 32,994  | 15,932 | 17,062 | 27,967  | 13,631 | 14,336 |
| 金融業，保険業           | 5,203   | 2,737  | 2,466  | 4,678   | 2,203  | 2,475  |
| 不動産業，物品賃貸業        | 2,755   | 1,675  | 1,080  | 2,672   | 1,528  | 1,144  |
| 学術研究，専門技術サービス業    | 4,681   | 3,151  | 1,530  | 4,345   | 2,823  | 1,522  |
| 宿泊業，飲食サービス業       | 11,947  | 4,095  | 7,852  | 10,152  | 3,580  | 6,572  |
| 生活関連サービス業，娯楽業     | 6,541   | 2,559  | 3,982  | 5,952   | 2,382  | 3,570  |
| 教育，学習支援業          | 7,657   | 3,541  | 4,116  | 8,199   | 3,458  | 4,741  |
| 医療，福祉業            | 20,632  | 4,482  | 16,150 | 23,372  | 5,526  | 17,846 |
| 複合サービス事業          | 1,494   | 918    | 576    | 1,048   | 563    | 485    |
| サービス業(他に分類されないもの) | 9,710   | 5,456  | 4,254  | 7,834   | 4,571  | 3,263  |
| 公務(他に分類されないもの)    | 6,427   | 4,212  | 2,215  | 6,347   | 4,224  | 2,123  |
| 分類不能の産業           | 3,420   | 1,998  | 1,422  | 7,003   | 3,620  | 3,383  |

(高知市統計書)



## ● 交通

市内の道路は、中心部を経て東西方向に延びる国道を中心に形成されており、北部には四国横断自動車道が完成し、東部では高知東部自動車道の建設が進められている。

鉄道は、市内中心部を經由して東西方向をJR四国及びとさでん交通ごめん線・伊野線が結び、とさでん交通高知駅前線・栈橋線が中心部を南北に結んでいる。

本市の四輪自動車登録台数は、平成25年度、11万3,451台となっている。

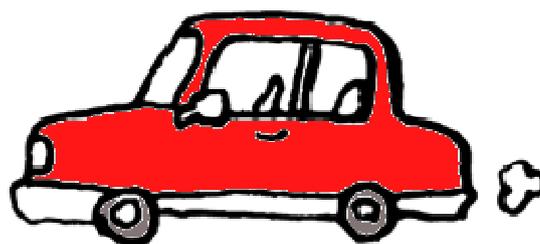
なお、自動二輪等を含めた保有台数は下の表のとおりである。

自動車登録台数

| 区分<br>年度 | 総数      | 登録自動車   |        |       |     |        |        |     |
|----------|---------|---------|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
|          |         | 総数      | 普通自動車  |       |     | 小型自動車  |        |     |
|          |         |         | 乗用     | 貨物    | 乗合  | 乗用     | 貨物     | 乗合  |
| 平成20年度   | 212,263 | 117,549 | 35,913 | 4,666 | 332 | 61,754 | 10,160 | 225 |
| 21       | 212,425 | 116,230 | 36,281 | 4,516 | 334 | 60,698 | 9,737  | 237 |
| 22       | 212,623 | 115,344 | 36,831 | 4,426 | 323 | 59,723 | 9,485  | 242 |
| 23       | 213,071 | 114,965 | 37,377 | 4,383 | 318 | 59,150 | 9,263  | 240 |
| 24       | 213,587 | 114,049 | 37,867 | 4,302 | 313 | 58,161 | 8,960  | 240 |
| 25       | 214,522 | 113,451 | 38,657 | 4,314 | 308 | 56,968 | 8,765  | 227 |
| 自家用      | 210,606 | 109,535 | 38,486 | 2,829 | 37  | 56,270 | 8,628  | 178 |
| 営業用      | 3,916   | 3,916   | 171    | 1,485 | 271 | 698    | 137    | 49  |

| 区分<br>年度 | 登録自動車（続き） |       |        | 届出自動車   |         |       |    |        |        |
|----------|-----------|-------|--------|---------|---------|-------|----|--------|--------|
|          | 特殊用途車     | 大型特殊車 | 被けんいん車 | 総数      | 小型二輪自動車 | 軽自動車  |    |        |        |
|          |           |       |        |         |         | 二輪    | 三輪 | 四輪乗用   | 四輪貨物   |
| 平成20年度   | 3,634     | 578   | 287    | 94,714  | 3,995   | 5,156 | 5  | 57,091 | 28,467 |
| 21       | 3,601     | 556   | 270    | 96,195  | 4,075   | 5,205 | 5  | 58,748 | 28,162 |
| 22       | 3,533     | 535   | 246    | 97,279  | 4,120   | 5,120 | 5  | 60,097 | 27,937 |
| 23       | 3,485     | 522   | 227    | 98,106  | 4,110   | 5,067 | 5  | 61,411 | 27,513 |
| 24       | 3,477     | 513   | 216    | 99,538  | 4,156   | 5,072 | 5  | 63,300 | 27,005 |
| 25       | 3,475     | 512   | 225    | 101,071 | 4,199   | 5,110 | 5  | 65,357 | 26,400 |
| 自家用      | 2,601     | 504   | 2      | 101,071 | 4,199   | 5,110 | 5  | 65,357 | 26,400 |
| 営業用      | 874       | 8     | 223    | —       | —       | —     | —  | —      | —      |

(高知市統計書)



● 地域地区

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

| 種 類            | 面 積             | 種 類                  | 面 積           |
|----------------|-----------------|----------------------|---------------|
| <b>用 途 地 域</b> | <b>5,072 ha</b> | <b>防 火 地 域</b>       | <b>5.7 ha</b> |
| 第一種低層住居専用地域    | 642             | <b>準 防 火 地 域</b>     | <b>467.6</b>  |
| 第二種低層住居専用地域    | -               | <b>駐 車 場 整 備 地 区</b> | <b>149.7</b>  |
| 第一種中高層住居専用地域   | 1,759           | <b>臨 港 地 区</b>       | <b>204.7</b>  |
| 第二種中高層住居専用地域   | 57              | <b>高 度 地 区</b>       | <b>45.0</b>   |
| 第一種住居地域        | 967             | <b>特 別 用 途 地 区</b>   | <b>444.0</b>  |
| 第二種住居地域        | 249             | (大規模集客施設制限地区)        |               |
| 準住居地域          | 17              |                      |               |
| 近隣商業地域         | 254             |                      |               |
| 商業地域           | 309             |                      |               |
| 準工業地域          | 444             |                      |               |
| 工業地域           | 224             |                      |               |
| 工業専用地域         | 150             |                      |               |

(市政あんない)

● 下水道

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

| 区 分 |            |      | 整備区域, 処理区域 |      |
|-----|------------|------|------------|------|
|     |            |      | 現 況        | 普及率  |
| 面 積 | 行政区域       |      | 30,899ha   | 9.2% |
|     | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 4,746      | 60.1 |
|     |            | 認 可  | 3,631      | 78.6 |
| 人 口 | 行政区域       |      | 335,855 人  | 57.3 |
|     | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 264,500    | 72.8 |
|     |            | 認 可  | 232,370    | 82.8 |

(市政あんない)



## 2. 総合的な環境行政の推進

### 2-1 環境行政のあゆみ

#### (1) 環境問題の変化

我が国では、高度経済成長期を迎えた昭和 30 年代半ばから、工場の排水や排気等による産業公害が顕在化し、大きな問題となった。さらに、50 年代になると、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が国民に広く浸透し、大都市においては、自動車の排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害がもたらされるようになった。

そして、これらの問題は、今日に至るまで改善の努力がされているものの、十分な解決を見ないまま、地球温暖化やオゾン層破壊などに代表される地球環境問題へと広がりを見せている。

この地球規模の環境問題の影響は、一つの地域にとどまらず、より深刻となり、将来の世代に及ぶであろうと懸念されている。従来から環境汚染物質として知られていたものだけではなく、ダイオキシン類や環境ホルモンのようにその範囲を広げ、より複雑化している。

今日の環境問題は特定の原因者が存在せず、日常の生活行動や通常の企業活動の在り方に起因する部分が大きいため、その解決に当たっては、常に私たちを取り巻く環境を意識し、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境配慮型に転換していくことが求められている。

#### (2) 環境行政の転換

本市においても、高度経済成長期以降、パルプ工場からの排水による江ノ口川の水質汚濁や浦戸湾に立地する港六社による棧橋地区の大気汚染などの公害問題が生じていたが、法・条例の整備による規制や市民運動の成果もあって一応の解決を見てきた。また、その頃、人口の集中や生活様式の多様化により、ごみの排出量が増大したため、全国に先駆けてごみの分別収集を開始するなど、市民とともにごみ問題に取り組んできた。このように本市の環境行政は、「公害行政」と「清掃行政」が主たる柱となって展開されていた。

続いて、昭和 60 年代になると、水とみどりに囲まれたうるおいのあるまちづくりを求める市民の声にこたえ、野生鳥獣やホタルの保護、鏡川の清流保全などの自然保護行政が新たに加わることとなった。

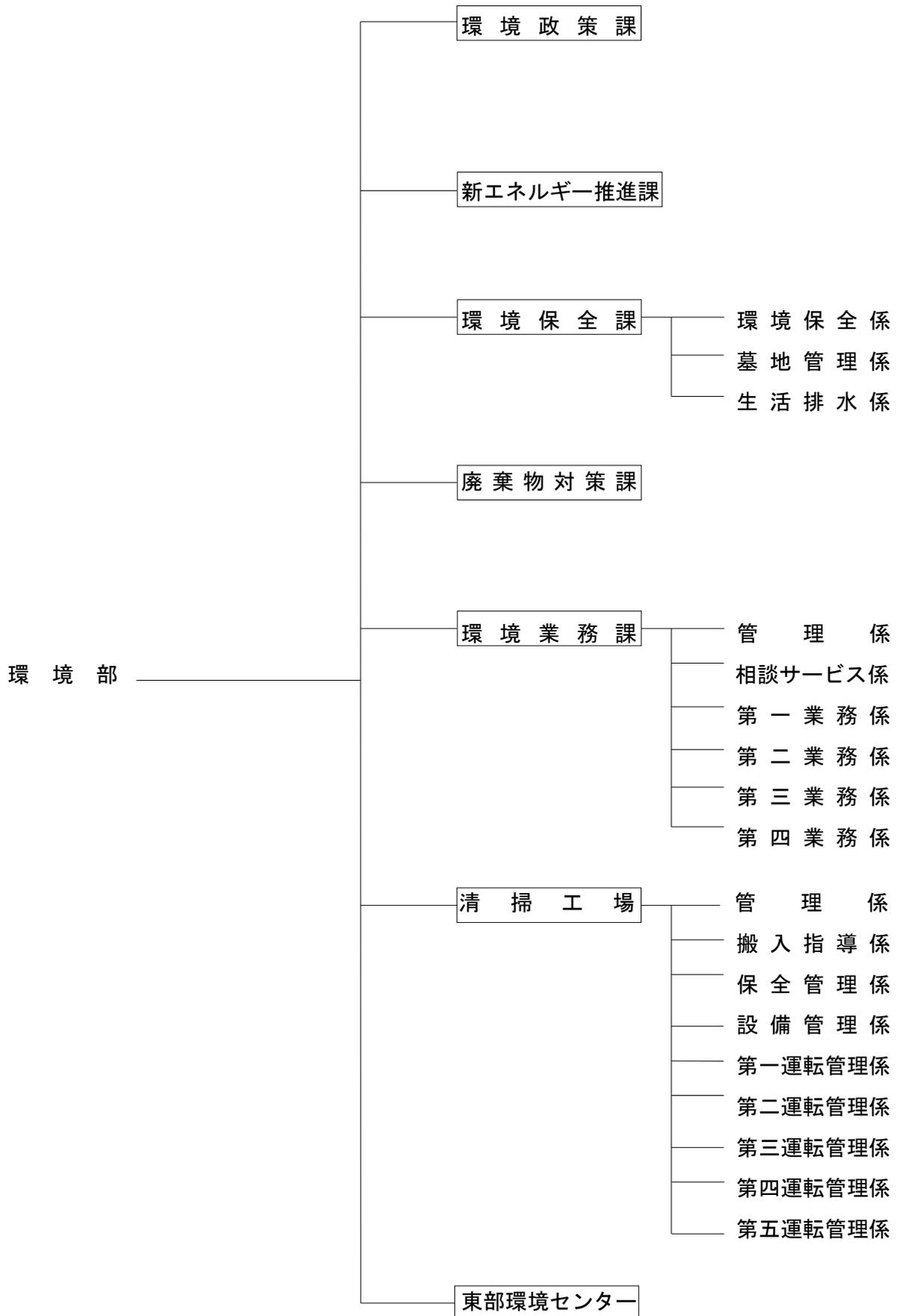
その後、環境問題が多様化・複雑化してきたことを受け、平成 9 年 4 月に、環境問題を個々にとらえるのではなく、総合的に対応していくための「高知市環境基本条例」を制定した。そして、12 年 3 月には、さらにその理念を具体化し、環境政策を実行するためのマスタープランとして、「高知市環境基本計画」を策定し、25 年 11 月には「第二次高知市環境基本計画」を策定した。

組織面では、平成 12 年 4 月に、初めて環境行政を専管する環境部が設置されたことにより、総合的な環境行政を推進する制度・体制が整備され、循環型社会の構築を目指すエコタウン計画、'98 高知豪雨の経験をいかした里山保全、ダイオキシン類対策、廃棄物・リサイクル対策などの様々な環境施策に取り組んでいる。

また、平成 17 年 1 月の鏡村、土佐山村との合併、さらに 20 年 1 月の春野町との合併により、都市部、中山間地、田園地域、臨海部のバランスが調和した「森・里・海のまち」となり、合併地域の特性を含めた「海、山、川」と都市機能が融合した環境のあり方を追求するとともに、環境の保全に向けたいっそうの取り組みが必要となっている。

## 2-2 環境行政の体制

(1) 機構（平成27年4月1日現在）



## (2) 事務分掌（高知市事務分掌規則より抜粋）

### 環境政策課

- (1) 環境の保全の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物処理の企画及び調整に関すること。
- (3) 廃棄物処理用地等の取得に関すること。
- (4) 環境美化の促進に関すること。
- (5) 廃棄物の減量及び再資源化に関すること。
- (6) 廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理システムの調査及び研究に関すること。
- (8) エコタウン事業に関すること。
- (9) 自然環境及び鳥獣の保護に関すること。
- (10) 植物の保護に関すること。
- (11) みどりの募金に関すること。
- (12) 高知市春野清掃センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。
- (13) 部内事務の総括に関すること。
- (14) 部の庶務に関すること。
- (15) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。

### 新エネルギー推進課

- (1) 新エネルギーに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新エネルギーの普及啓発に関すること。
- (3) 省エネルギーの推進に関すること。
- (4) 低炭素社会の実現に向けた事項に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

### 環境保全課

- (1) 環境保全に係る調査及び測定に関すること。
- (2) 生活排水対策に関すること。
- (3) 浄化槽法に関すること。
- (4) 浄化槽整備事業に関すること。
- (5) 大気汚染防止等に係る規制及び指導に関すること。
- (6) 大気汚染防止等の測定及び調査に関すること。
- (7) 公害対策に関すること。
- (8) 公害関係の届出に関すること。
- (9) 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び措置命令に関すること。
- (10) 公害の苦情、相談及び紛争に関すること。
- (11) 墓地、埋葬等に関すること（中央窓口センターの所管に属するものを除く。）
- (12) 市営墓地に関すること（みどり課の所管に属するものを除く。）。

### 廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の不法投棄等に関すること。
- (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法に関すること。

#### 環境業務課

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）処理事業の指導管理に関する事。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事
- (3) 町内美化活動の支援に関する事
- (4) 一般廃棄物の不法投棄の防止、指導及び処理に関する事。
- (5) 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (6) 一般廃棄物適正処理等に関する指導育成に関する事。
- (7) 高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- (8) 環境業務課所管の自動車等の維持管理に関する事。

#### 清掃工場

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の搬入指導・監督及び焼却処理に関する事。
- (2) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関する事。
- (4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関する事。
- (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- (6) 清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関する事。
- (7) エコ・パーク宇賀及びヨネッツこうちに関する事。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関する事。
- (9) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。

#### 東部環境センター

- (1) 廃棄物処理施設（清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。）の整備計画及び技術的管理に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- (3) 廃棄物（し尿を除く。）の埋立処分計画及び埋立業務に関する事。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関する事。
- (5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関する事。
- (6) 廃棄物処理施設の技術的研究に関する事。
- (7) 廃棄物処理施設に係る排気、排水等の検査、分析、測定に関する事。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関する事。
- (9) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (10) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関する事。
- (11) 東部環境センター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- (12) 三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関する事。
- (13) 団地下水道に関する事。

### (3) 附属機関等

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

| 審議会名称              | 設置根拠   | 委員<br>(定数) | 主な所掌事務   |
|--------------------|--|------------|--|
| 環境審議会              | 環境基本条例<br>第 28 条                                       | 15         | 環境の保全及び創造に関する基本的事項<br>についての調査審議  |
| 廃棄物処理運営審議会         | 廃棄物の減量及び適正<br>処理等に関する条例<br>第 16 条                      | 15         | 次の事項についての調査審議<br>・一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進<br>・一般廃棄物の適正な処理の推進                            |
| 公害対策審議会            | 公害防止条例<br>第 33 条                                       | 14         | 公害に関する重要事項の調査審議  |
| ダイオキシン類対策<br>審議会   | ダイオキシン類による<br>健康被害の防止及び生<br>活環境の保全に関する<br>条例<br>第 10 条 | 12         | ダイオキシン類対策に関する基本的事項<br>についての調査審議  |
| 鏡川清流保全審議会          | 鏡川清流保全条例<br>第 26 条                                     | 13         | 鏡川の清流保全に関する重要事項の<br>調査審議   |
| 里山保全審議会            | 里山保全条例<br>第 21 条                                       | 11         | 里山の保全に関する事項の調査審議   |
| 産業廃棄物処理施設<br>設置審議会 | 産業廃棄物処理施設<br>設置審議会条例<br>第 1 条                          | 5          | 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び<br>維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環<br>境の保全について適正な配慮がなされたもの<br>であるかについて審議 |
| 放置自動車廃物判定<br>委員会   | 放置自動車の発生の防<br>止及び適正な処理に関<br>する条例<br>第 15 条             | 8          | 放置自動車の廃物判定及びその他放置自動車<br>の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な<br>事項を審議                              |
| 緑政審議会              | 高知市緑政審議会条例<br>第 1 条                                    | 11         | 自然の保護、緑化の推進等に関すること、及<br>び都市公園、児童遊園の設置及び管理に関す<br>ることの調査審議                           |



## 2-3 高知市環境基本条例

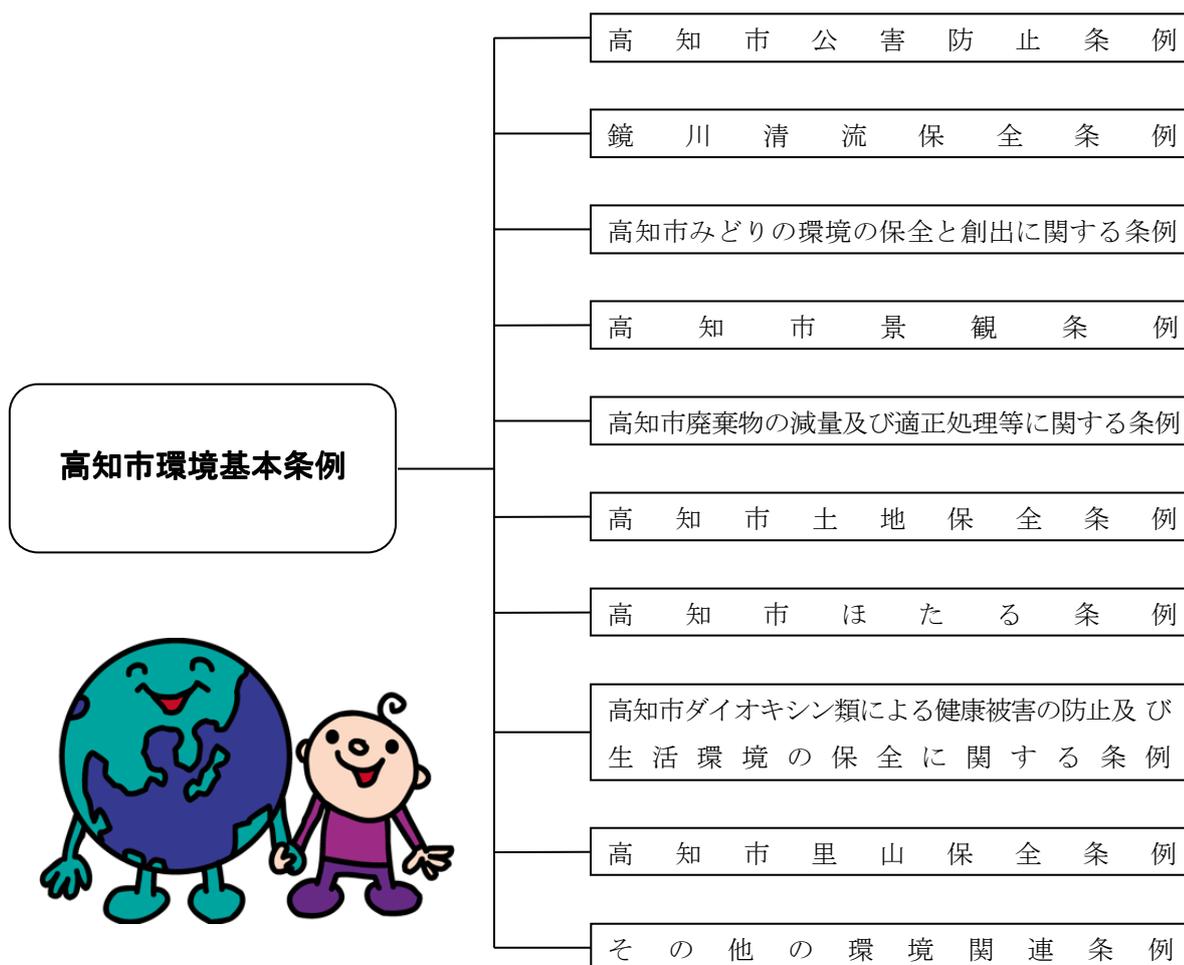
### (1) 制定の背景

近年、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組みの必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

こうしたなか、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、環境基本法が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、市民や学識経験者の意見を聴きながら、自然的・社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、9年4月1日に高知市環境基本条例を制定した。

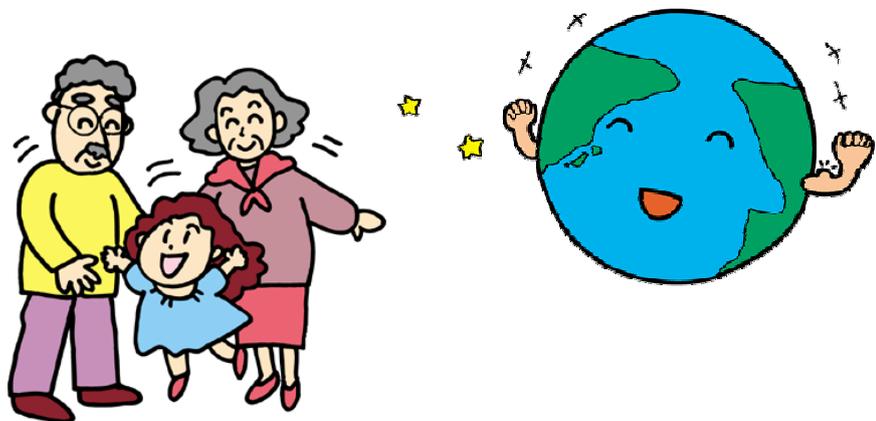
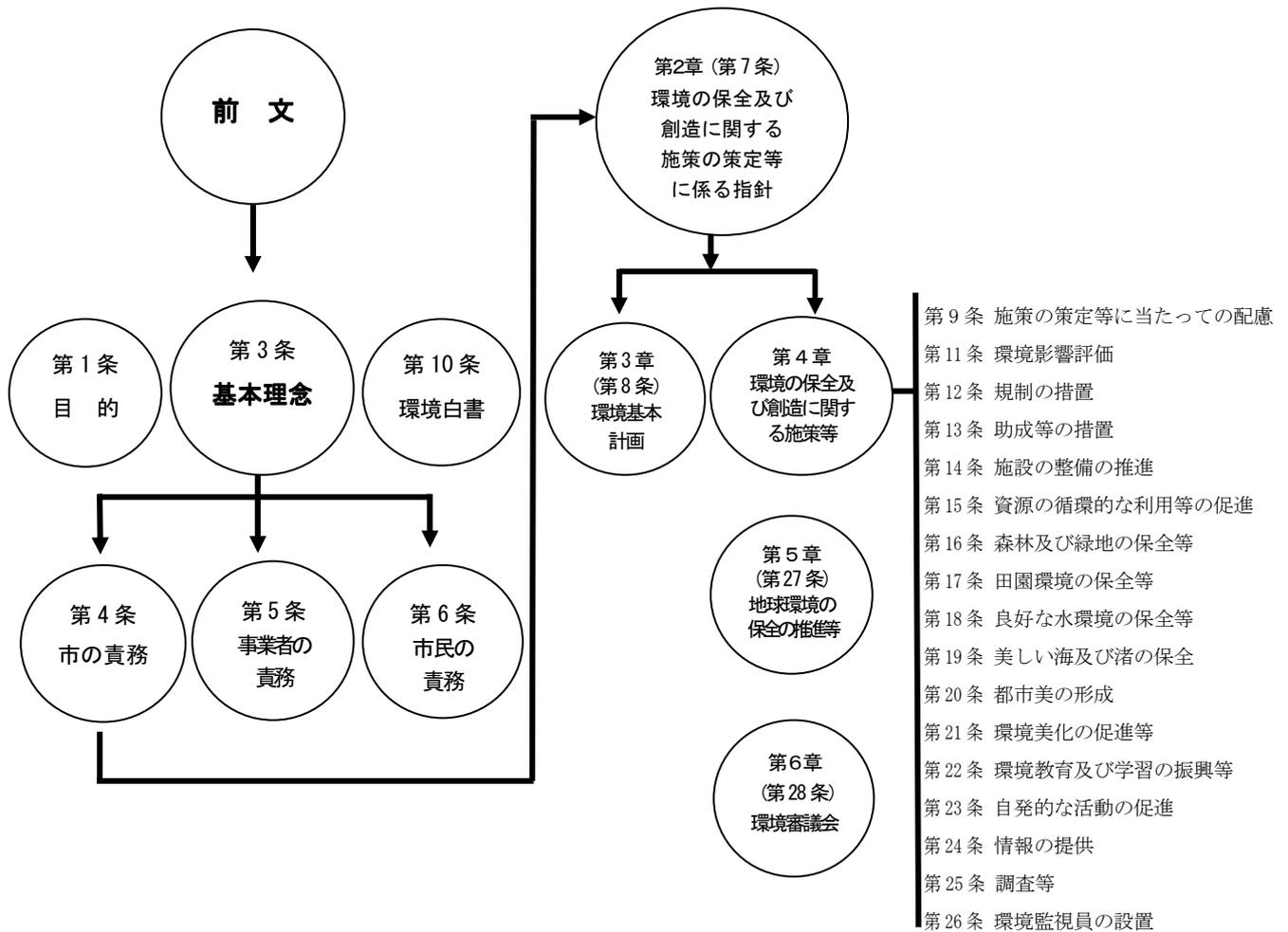
### (2) 条例の概要

この条例は、既存の環境に関する条例を理念的に包括し、環境施策全般を方向づけるものとなっており、その規定する内容により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全かつ健康で文化的な生活を守ることを目的としている。



### (3) 条例の構成

憲章型条例の性格を持つこの条例は、施策の方向性を示すプログラム規定を中心に構成されているほか、目的・定義・理念及び各主体の役割といった総則的事項、施策の総合的・計画的な推進のための高知市環境基本計画の策定や環境審議会の設置等の規定を盛り込んでいる。



## 2-4 第二次高知市環境基本計画

### (1) 計画策定の背景・目的

本市は青い空にみどりあふれる山々や、市街地を流れる清流など豊かな自然環境が残されている。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくために、市、市民、事業者、教育・研究機関が協力し合い、環境への負荷の少ない循環・共生を基調とした社会に変えていくことが必要である。

このため、身近な自然の減少、増え続けるごみの排出や不法投棄、大気や水質等の生活環境の悪化、ダイオキシン類などの有害化学物質の顕在化、地球温暖化の進行などの様々な環境問題に対し、市、市民、事業者、教育・研究機関が各々の役割に応じ、また、お互いが連携・協働して、取り組んでいくための指針となる総合的な環境計画の必要性が高まってきた。

こうした中、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年から市民や学識経験者などで構成される環境審議会や市民環境懇話会などで検討され、環境基本条例第8条に基づき、12年3月に高知市環境基本計画が策定された。この計画策定から10年以上が経過し、社会情勢や環境を巡る課題は大きく変化しており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、複雑かつ多様化している環境問題への取組みの必要性が増大している。また、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定めた2011高知市総合計画が平成23年度に策定されたことに伴い、この計画との整合性を図りつつ、第二次高知市環境基本計画を策定した。（平成25年11月発行）

### (2) 計画の基本的事項

|            |  |
|------------|--|
| 計画の位置づけ    | 国の環境基本計画等に準じて、高知県の環境基本計画とも連携を図りつつ、本市の2011高知市総合計画や関連行政計画とも相互補完を図り、環境に配慮した基本となる取組み方針を示す  |
| 対象とする環境の範囲 | 高知市環境基本条例第15条から第21条まで及び第27条に基づき、以下のとおりとする（高知市環境基本条例から抜粋）<br>◆資源の循環的な利用等の促進（第15条）<br>◆森林及び緑地の保全等（第16条）<br>◆田園環境の保全等（第17条）<br>◆良好な水環境の保全等（第18条）<br>◆美しい海及び渚の保全（第19条）<br>◆都市美の形成（第20条）<br>◆環境美化の促進等（第21条）<br>◆地球環境の保全の推進等（第27条） |
| 取組み主体      | 市、市民、事業者、教育・研究機関   |
| 計画の期間      | 平成25年度から34年度までの10年間  |

### (3) 実現後のイメージ

この計画における望ましい環境像は、前計画を継承し、2011 高知市総合計画の将来の都市像や市民が望む都市像を反映することとして、次のとおり設定している。

#### <実現後のイメージ>

**未来につなげよういきいき自然！**

**やさしさと行動力あふれるまち・高知**

本市は温暖な気候で、降雨量と日照時間に恵まれています。北は山に囲まれ、豊かな水量を持つ複数の河川が、山から平野部に清らかな水運び、南の太平洋へと流れ込む、自然豊かなまちです。

雄大な山々と清らかな河川は、適正に管理・保全され、多くの野生生物の命を育み、食を守り、人々の心に安らぎと潤いを与えてくれるとともに、里山・農地等の二次的自然環境も改善・維持されています。

こうした恵み豊かな自然は、市、市民、事業者、教育・研究機関の協働により、守り、育てられ、次世代につながっています。

市民一人ひとりが自然に対する理解を深め、鏡川等の七河川や仁淀川を森・里・海をつなぐ環境軸として、環境保全活動に積極的に取り組むことで、人と自然が共生した社会が築かれています。

また、ごみの減量化や人と環境にやさしい交通体系の実現、新エネルギーの効率的な利用等で、環境負荷の少ない低炭素・循環型の地域社会が形成されるとともに、来る南海地震等、大規模災害への対策も施され、市民生活の安全安心を確保し、防災対応力が向上しています。



#### (4) 基本目標

この基本計画では、本市の望ましい環境像を構成する基本的な枠組みとして、政策、施策、主な取組みについて、体系的に整理している。

| 政策               | 施策              | 主な取組み  |
|------------------|-----------------|--|
| 自然豊かなまちづくり       | 生物多様性の保全        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 野生生物の保護</li> <li>2. 生息空間の保全</li> </ol>   |
|                  | 森林の保全・整備        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民有林の保護育成</li> <li>2. 協働による森林づくり</li> <li>3. 市有林の適正管理</li> <li>4. 市民の森整備</li> <li>5. 保安林の適正管理</li> <li>6. 林業の基盤整備</li> </ol>                |
|                  | 里山の保全と再生        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 里山保全の推進</li> <li>2. 里山の再生</li> </ol>   |
|                  | 海洋・河川環境の保全と再生   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海洋・河川等における生態系の保全と再生</li> <li>2. 浦戸湾・七河川一斉清掃</li> </ol>   |
| 環境汚染の防止          | 公害対策の推進         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気・水・土壌環境の保全</li> <li>2. 化学物質の環境リスク対策</li> <li>3. 環境監視体制の充実</li> </ol>   |
|                  | 生活排水対策の推進       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道(汚水)の整備促進による下水道普及率の向上</li> <li>2. 合併処理浄化槽の普及率向上</li> <li>3. 浄化槽適正管理の推進</li> <li>4. 処理施設の適正な維持管理の推進</li> </ol>                           |
|                  | 放射性物質への対応       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射性物質検出時の対応体制の充実</li> </ol>  |
| 環境負荷の少ない循環型社会の構築 | 廃棄物の発生抑制・再利用の促進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物発生の抑制, 再利用のさらなる推進</li> <li>2. ごみの減量と再資源化</li> <li>3. ECO農業の推進</li> </ol>  |
|                  | 廃棄物の適正な処理       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物の適正処理の推進</li> <li>2. 産業廃棄物の適正処理の推進</li> <li>3. 不法投棄の根絶に向けた対策の充実・強化</li> <li>4. 排出事業者, 処理業者の指導</li> <li>5. 収集処理体制及び施設の整備・充実</li> </ol> |

| 政 策         | 施 策            | 主 な 取 組 み   |
|-------------|----------------|---|
| 地球温暖化防止への貢献 | 人にやさしい低炭素都市の実現 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネルギーの推進</li> <li>2. 環境負荷の少ない移動手段への転換</li> <li>3. 広域交通ネットワークの強化</li> <li>4. 交通安全対策の推進施策との連携</li> </ol>   |
|             | 新エネルギー活用の促進    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新エネルギー導入の促進</li> <li>2. スマート・エネルギー利用の推進</li> </ol>  |
| 美しく快適なまちの形成 | みどり豊かな市街地づくり   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市緑化の推進</li> <li>2. 親水空間の形成</li> <li>3. 道路緑化の推進</li> </ol>  |
|             | 良好な景観の形成       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個性的で魅力のある景観の形成</li> <li>2. 屋外広告物の規制誘導</li> <li>3. 良好な景観形成のための啓発の推進</li> <li>4. バランスの取れた都市の形成</li> <li>5. 墓地等の整備</li> </ol>  |
| 環境と調和した減災対策 | 災害対応力の強化       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に強い都市基盤の整備</li> <li>2. 災害廃棄物の処理</li> <li>3. 地域防災力の強化</li> </ol>   |
| 参加・協働・連携の推進 | 環境学習の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの発達段階に応じた環境学習の推進</li> <li>2. 生涯学習としての環境教育の実施</li> <li>3. 環境情報等の広報・啓発</li> <li>4. 水や生き物に触れ合える空間づくり</li> <li>5. 食を通じた自然の理解</li> <li>6. 工石山青少年の家を活用した自然体験学習の推進</li> </ol> |
|             | 情報共有の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報公開の推進</li> <li>2. 広報・公聴の拡充</li> </ol>   |
|             | 多様な主体との連携・交流   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産学官民連携の推進</li> <li>2. 地域コミュニティの活性化</li> <li>3. NPO・ボランティア活動の推進</li> </ol>   |
|             | 広域行政の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国・県との連携</li> <li>2. 地域を越えた行政間の連携・交流の促進</li> <li>3. 高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの推進</li> </ol>  |

## 2-5 高知市環境保全率先実行計画（高知市地球温暖化対策地域推進実行計画）

### (1) 計画策定の背景

平成 11 年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定するものとされた。

そのため、平成 13 年 3 月に市役所における環境配慮の行動指針として「高知市環境保全率先実行計画」を策定した。

- 第 1 次計画：平成 13～17 年度
- 第 2 次計画：平成 18～22 年度
- 第 3 次計画：平成 23～27 年度

### (2) 第 3 次計画の目標

本計画は、温室効果ガスの排出抑制を図り、職員一人ひとりが環境に配慮した取組みを推進することを方針とし、「温室効果ガス総排出量の削減目標」と「環境に配慮した行動目標」に区分している。

#### ① 「温室効果ガス総排出量の削減目標」

市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成 22 年度を基準として、平成 27 年度末までに 18.4%削減する。

#### ② 「環境に配慮した行動目標」

|                 |  |
|-----------------|--|
| グリーン購入の推進       | ◆ 物品購入に占める環境に配慮した製品等の割合を平成 27 年度末まで、毎年度、95%以上にします。   |
| 省エネルギーの推進       | ◆ 改正省エネ法で管理することになるエネルギーのうち、建物面積（1㎡当たりのエネルギー消費量）を原単位として使用量を管理し、年度平均 1%以上削減することを目標にしているものについて、達成できるように行動していきます。<br>◆ 自動車燃料（ガソリン・軽油）の 1 台当たり使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して年度平均 1%以上削減します。（原動機付自転車は算入しない。） |
| 省資源の推進          | ◆ コピー用紙の購入量（A4 サイズ換算枚数）を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。<br>◆ 庁舎等における上水道の使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。  |
| ごみの減量化とリサイクルの推進 | ◆ 庁舎等で発生するごみについて、職員啓発や指導を徹底し、減量とリサイクルに努めます。  |
| 事業における環境配慮      | ◆ 事業の実施にあたっては環境基本計画に基づき、環境配慮に努めます。<br>◆ 公共工事における環境配慮については、特記仕様書等により請負業者に協力を要請します。<br>◆ 事業の実施にあたっては、関連法規を遵守し、汚染の予防に努めます。  |
| 職員の環境意識の向上      | ◆ 環境に関する情報提供や、必要に応じて適宜環境研修等を実施します。   |

## 2-6 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）

### (1) 計画策定の背景

平成20年6月、温対法が全体的に改正され、新設された第20条の3第3項において、都道府県や指定都市、中核市等については、地方公共団体の実行計画の内容について、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策も定めることとなった。

このようなことから、本市においても新たに温対法改正の趣旨に従った内容による市域における温室効果ガスの削減に向けた施策を推進するための計画として、従来の「高知市環境保全率先実行計画」に併せて、平成21年3月に「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を定めることとした。

### (2) 計画の基本的事項

|             |   |
|-------------|---|
| 計画の方針       | 市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減に関する施策を定め、以下の取組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市域の自然条件に適した化石燃料以外のエネルギーの利用の促進</li><li>○ 市民または市内の事業者が温室効果ガスの排出削減等に関して行う活動の促進</li><li>○ 公共交通機関の利用者の利便の増進、市街地における緑地の保全及び緑化の推進、その他温室効果ガスの排出削減等に資する地域環境の整備及び改善</li><li>○ 廃棄物等の発生の抑制、その他循環型社会の形成に関する事項</li></ul> |
| 計画の対象       | 市民や市内の事業者並びに本市に関係するすべての人々及び法人、その他の団体が行う活動。  |
| 計画期間        | (短期)<br>平成21～24年度<br><br>(長期)<br>最終的には、化石燃料脱却をイメージした2100年を視野に入れつつ、目標年を2050年とし、国に従い、市域における温室効果ガス排出量半減を大きな目標にする。  |
| 温室効果ガスの削減目標 | (短期)<br>市域で排出される温室効果ガスの総排出量を平成16年を現状として、平成20年から平成24年末までの間に10.65%削減(平成2年比-6%)していくことに取り組む。<br><br>(長期)<br>2050年には、温室効果ガス排出を現状から半減することを目指す。  |

## Ⅱ 各論

1. 自然豊かなまちづくり
2. 環境汚染の防止
3. 環境負荷の少ない循環型社会の構築
4. 地球温暖化防止への貢献
5. 美しく快適なまちの形成
6. 環境と調和した減災対策
7. 参加・協働・連携の推進



# 1. 高知市の概況

## 1-1 沿革

本市は、土佐 24 万石の藩主山内家の城下町として発展してきた都市である。

明治 22 年に市制が施行された当時においては、人口 2 万 1,823 人、面積 2.81km<sup>2</sup>であったが、その後多くの自治体を編入合併し、現在は市域が 308.99km<sup>2</sup>に広がり、人口は約 34 万人までに発展した。

市街地は、昭和 20 年 7 月の戦災により中央地域のほとんどを焼失し、加えて翌 21 年 12 月の南海地震により甚大な被害を受けたが、戦災復興都市計画事業を中核に、周辺部は都市開発事業、新市街地整備区画整理事業等により現在の姿に成長した。

本市は、高知県の県都として産業・経済・教育・文化の中核的役割を担う地方中核都市であり、平成 10 年 4 月に四国で初めて「中核市」に移行した。

そして平成 17 年 1 月には、鏡村・土佐山村と、20 年 1 月には春野町と合併したことにより、都市部、中山間地、田園地域、臨海部がバランスよく調和し、鏡川と仁淀川という 2 つの清流を有する「森・里・海のまち」として生まれ変わった。

## 1-2 自然的条件

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地の標高は総体的に低く、東・南部の湿田地帯は -1.0m、市中心部の県庁前が 3.0m、西部の旭駅前が 6.2m、筆山公園 117.9m、正蓮寺 330~350m、北方山岳地帯が 400~1,200m である。毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるなど雨量が多く、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。

また、市内には東経 133 度 33 分 33 秒、北緯 33 度 33 分 33 秒と「3」が 6 桁も続く地点が存在し、環境の保全を訴えるシンボルとして「地球 33 番地」のモニュメントが建てられている。

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 東 経            | 133 度 31 分 53 秒       |
| 北 緯            | 33 度 33 分 32 秒        |
| 東西最長           | 21.49km               |
| 南北最長           | 24.83km               |
| 面 積            | 308.99km <sup>2</sup> |
| (世界測地系緯度表示による) |                       |



## ● 気 象

本市の気象は温暖多雨であるものの、年間日照時間が長く、太陽が輝く明るい街である。

### (1) 気 温

(単位 °C)

| 区 分            |    | 1月   | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 全年   |
|----------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 16～<br>25<br>年 | 最高 | 19.2 | 24.3 | 25.0 | 29.1 | 32.3 | 33.5 | 37.5 | 36.9 | 36.9 | 32.2 | 26.3 | 23.2 | 37.5 |
|                | 最低 | -5.1 | -3.6 | -1.4 | 3.0  | 8.6  | 14.0 | 18.7 | 19.8 | 14.7 | 7.2  | 0.3  | -2.5 | -5.1 |
|                | 平均 | 6.5  | 8.4  | 11.0 | 15.6 | 20.1 | 23.4 | 27.3 | 28.2 | 25.5 | 20.4 | 14.2 | 8.5  | 17.4 |
| 26<br>年        | 最高 | 17.8 | 20.2 | 25.2 | 25.3 | 28.9 | 31.0 | 35.3 | 35.5 | 32.4 | 29.5 | 25.0 | 20.7 | 35.5 |
|                | 最低 | -1.3 | 0.8  | -0.4 | 2.7  | 8.5  | 17.3 | 19.5 | 20.7 | 16.0 | 9.5  | 4.6  | -1.4 | -1.4 |
|                | 平均 | 7.0  | 8.1  | 11.4 | 15.3 | 19.8 | 22.7 | 26.9 | 26.6 | 23.9 | 20.3 | 14.9 | 6.7  | 17.0 |

(市政あんない)

### (2) 降水量

(単位 mm)

| 区 分 | 16 ～ 25年 |      |       | 26年   | 区 分 | 16 ～ 25年 |         |         | 26年     |
|-----|----------|------|-------|-------|-----|----------|---------|---------|---------|
|     | 最 高      | 最 低  | 平 均   |       |     | 最 高      | 最 低     | 平 均     |         |
| 1月  | 110.5    | 0.0  | 42.1  | 38.5  | 8月  | 576.0    | 66.0    | 205.5   | 1,561.0 |
| 2月  | 277.0    | 47.5 | 141.4 | 132.5 | 9月  | 651.5    | 76.0    | 362.3   | 319.0   |
| 3月  | 246.5    | 37.5 | 156.3 | 259.0 | 10月 | 579.5    | 31.0    | 224.8   | 259.0   |
| 4月  | 491.0    | 71.0 | 245.7 | 214.0 | 11月 | 349.0    | 13.5    | 148.2   | 72.5    |
| 5月  | 637.5    | 48.5 | 286.2 | 202.0 | 12月 | 190.0    | 13.5    | 84.1    | 109.0   |
| 6月  | 734.0    | 74.0 | 345.6 | 297.0 |     |          |         |         |         |
| 7月  | 705.5    | 40.5 | 317.8 | 195.0 | 全年  | 3,397.0  | 1,745.5 | 2,559.8 | 3,658.5 |

(注) 全年欄は年間降水量を示す。

(市政あんない)

### (3) 気 象 (平成 26 年)

| 区 分               | 日 数 | 期 間                  | 最大<br>継続<br>日数 | 区 分          | 日 数 | 期 間       | 最大<br>継続<br>日数 |
|-------------------|-----|----------------------|----------------|--------------|-----|-----------|----------------|
| 日最低気温 < 0°C (寒候期) | 12  | 25.12.28～<br>26.3.11 | 3              | 日最高気温 ≥ 25°C | 148 | 3.30～11.6 | 77             |
|                   |     |                      |                | 日最高気温 ≥ 30°C | 48  | 6.29～9.28 | 19             |
| 日平均気温 < 0°C (寒候期) | 0   | —                    | 0              | 日最高気温 ≥ 35°C | 3   | 7.24～8.26 | 1              |
| 日平均気温 ≥ 25°C      | 63  | 6.29～9.25            | 52             | 日最低気温 ≥ 25°C | 15  | 7.9～8.26  | 5              |

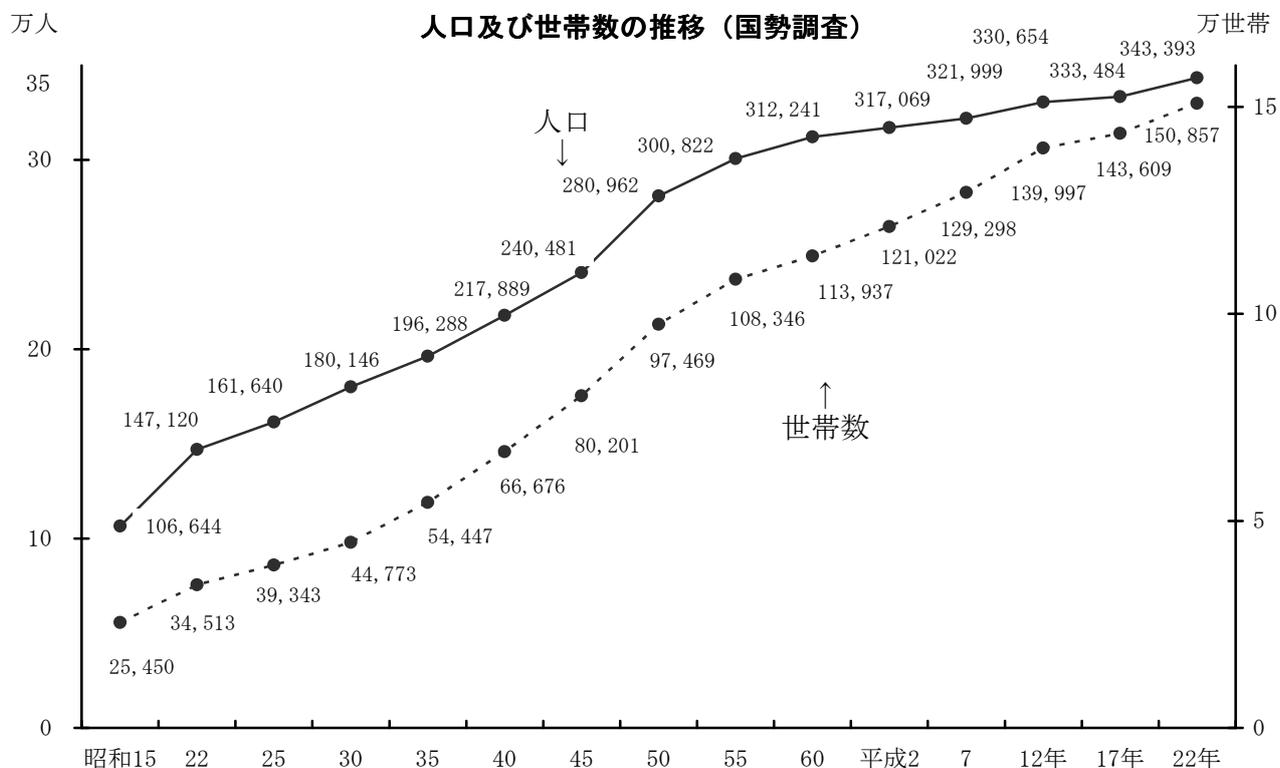
・桜(そめいよしの)開花日 3月18日 ・梅雨期間 6月2日頃～7月20日頃

(市政あんない)

## 1-3 社会的条件

### ● 人口

本市の人口は高知県全体の約4割に当たる。県都として、著しい人口増加の傾向が長く続いたが、近年はほぼ横ばいであり、少子高齢化が進んでいる。



(高知市統計書)

年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査）

| 区分<br>年 | 人 口        |                 |                    |                 | 構 成 比 |        |      |
|---------|------------|-----------------|--------------------|-----------------|-------|--------|------|
|         | 総 数<br>(1) | 年少人口<br>(0～14歳) | 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 老年人口<br>(65歳以上) | 年少人口  | 生産年齢人口 | 老年人口 |
| 昭和50年   | 280,962    | 63,065          | 193,398            | 24,029          | 22.4  | 68.8   | 8.6  |
| 55      | 300,822    | 67,137          | 204,125            | 28,903          | 22.3  | 67.9   | 9.6  |
| 60      | 321,241    | 65,527          | 211,525            | 33,956          | 21.0  | 67.7   | 10.9 |
| 平成2年    | 317,069    | 57,041          | 216,199            | 40,890          | 18.0  | 68.2   | 12.9 |
| 7       | 321,999    | 51,064          | 220,188            | 50,102          | 15.9  | 68.4   | 15.6 |
| 12      | 330,654    | 47,335          | 221,951            | 60,130          | 14.3  | 67.1   | 18.2 |
| 17      | 333,484    | 45,802          | 219,180            | 68,418          | 13.7  | 65.7   | 20.5 |
| 22      | 343,393    | 45,274          | 212,868            | 79,935          | 13.2  | 62.0   | 23.3 |

(注) (1)は「年齢不詳」を含む。

(高知市統計書)

## ● 産 業

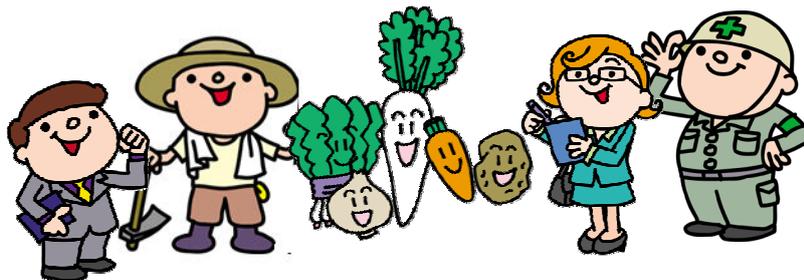
本市の産業構造を就業人口から見た場合、平成22年の国勢調査では1次産業4,540人(3.1%)、2次産業2万2,211人(15.2%)、3次産業11万2,110人(76.9%)となっており、3次産業の比率が非常に高くなっている。また、就業人口の推移は、減少傾向にある。

(注) 他に分類不能の産業7,003人(4.8%)がある。

産 業 別 人 口 (国勢調査)

|                     | 平成17年   |        |        | 平成22年   |        |        |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
|                     | 総 数     | 男      | 女      | 総 数     | 男      | 女      |
| 総 数                 | 152,999 | 80,281 | 72,718 | 145,864 | 75,369 | 70,495 |
| 農 業 , 林 業           | 3,852   | 1,980  | 1,872  | 4,325   | 2,417  | 1,908  |
| 漁 業                 | 234     | 234    | 0      | 215     | 179    | 36     |
| 鉱業・採石業, 砂利採取業       | 108     | 90     | 18     | 81      | 69     | 12     |
| 建 設 業               | 14,025  | 11,937 | 2,088  | 11,656  | 9,799  | 1,857  |
| 製 造 業               | 12,476  | 7,992  | 4,484  | 10,474  | 7,131  | 3,343  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業       | 576     | 468    | 108    | 738     | 628    | 110    |
| 情 報 通 信 業           | 2,200   | 1,514  | 686    | 2,591   | 1,683  | 908    |
| 運 輸 業 , 郵 便 業       | 6,067   | 5,310  | 757    | 6,215   | 5,354  | 861    |
| 卸 売 業 , 小 売 業       | 32,994  | 15,932 | 17,062 | 27,967  | 13,631 | 14,336 |
| 金 融 業 , 保 険 業       | 5,203   | 2,737  | 2,466  | 4,678   | 2,203  | 2,475  |
| 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 | 2,755   | 1,675  | 1,080  | 2,672   | 1,528  | 1,144  |
| 学術研究, 専門技術サービス業     | 4,681   | 3,151  | 1,530  | 4,345   | 2,823  | 1,522  |
| 宿泊業, 飲食サービス業        | 11,947  | 4,095  | 7,852  | 10,152  | 3,580  | 6,572  |
| 生活関連サービス業, 娯楽業      | 6,541   | 2,559  | 3,982  | 5,952   | 2,382  | 3,570  |
| 教 育 , 学 習 支 援 業     | 7,657   | 3,541  | 4,116  | 8,199   | 3,458  | 4,741  |
| 医 療 , 福 祉 業         | 20,632  | 4,482  | 16,150 | 23,372  | 5,526  | 17,846 |
| 複 合 サ ー ビ ス 事 業     | 1,494   | 918    | 576    | 1,048   | 563    | 485    |
| サービス業(他に分類されないもの)   | 9,710   | 5,456  | 4,254  | 7,834   | 4,571  | 3,263  |
| 公務(他に分類されないもの)      | 6,427   | 4,212  | 2,215  | 6,347   | 4,224  | 2,123  |
| 分 類 不 能 の 産 業       | 3,420   | 1,998  | 1,422  | 7,003   | 3,620  | 3,383  |

(高知市統計書)



## ● 交 通

市内の道路は、中心部を経て東西方向に延びる国道を中心に形成されており、北部には四国横断自動車道が完成し、東部では高知東部自動車道の建設が進められている。

鉄道は、市内中心部を經由して東西方向をJR四国及びとさでん交通ごめん線・伊野線が結び、とさでん交通高知駅前線・栈橋線が中心部を南北に結んでいる。

本市の四輪自動車登録台数は、平成25年度、11万3,451台となっている。

なお、自動二輪等を含めた保有台数は下の表のとおりである。

自動車登録台数

| 区分<br>年度 | 総数      | 登録自動車   |        |       |     |        |        |     |
|----------|---------|---------|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
|          |         | 総数      | 普通自動車  |       |     | 小型自動車  |        |     |
|          |         |         | 乗用     | 貨物    | 乗合  | 乗用     | 貨物     | 乗合  |
| 平成20年度   | 212,263 | 117,549 | 35,913 | 4,666 | 332 | 61,754 | 10,160 | 225 |
| 21       | 212,425 | 116,230 | 36,281 | 4,516 | 334 | 60,698 | 9,737  | 237 |
| 22       | 212,623 | 115,344 | 36,831 | 4,426 | 323 | 59,723 | 9,485  | 242 |
| 23       | 213,071 | 114,965 | 37,377 | 4,383 | 318 | 59,150 | 9,263  | 240 |
| 24       | 213,587 | 114,049 | 37,867 | 4,302 | 313 | 58,161 | 8,960  | 240 |
| 25       | 214,522 | 113,451 | 38,657 | 4,314 | 308 | 56,968 | 8,765  | 227 |
| 自家用      | 210,606 | 109,535 | 38,486 | 2,829 | 37  | 56,270 | 8,628  | 178 |
| 営業用      | 3,916   | 3,916   | 171    | 1,485 | 271 | 698    | 137    | 49  |

| 区分<br>年度 | 登録自動車（続き） |       |        | 届出自動車   |         |       |    |        |        |
|----------|-----------|-------|--------|---------|---------|-------|----|--------|--------|
|          | 特殊用途車     | 大型特殊車 | 被けんいん車 | 総数      | 小型二輪自動車 | 軽自動車  |    |        |        |
|          |           |       |        |         |         | 二輪    | 三輪 | 四輪乗用   | 四輪貨物   |
| 平成20年度   | 3,634     | 578   | 287    | 94,714  | 3,995   | 5,156 | 5  | 57,091 | 28,467 |
| 21       | 3,601     | 556   | 270    | 96,195  | 4,075   | 5,205 | 5  | 58,748 | 28,162 |
| 22       | 3,533     | 535   | 246    | 97,279  | 4,120   | 5,120 | 5  | 60,097 | 27,937 |
| 23       | 3,485     | 522   | 227    | 98,106  | 4,110   | 5,067 | 5  | 61,411 | 27,513 |
| 24       | 3,477     | 513   | 216    | 99,538  | 4,156   | 5,072 | 5  | 63,300 | 27,005 |
| 25       | 3,475     | 512   | 225    | 101,071 | 4,199   | 5,110 | 5  | 65,357 | 26,400 |
| 自家用      | 2,601     | 504   | 2      | 101,071 | 4,199   | 5,110 | 5  | 65,357 | 26,400 |
| 営業用      | 874       | 8     | 223    | —       | —       | —     | —  | —      | —      |

(高知市統計書)



● 地域地区

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

| 種 類            | 面 積             | 種 類                  | 面 積           |
|----------------|-----------------|----------------------|---------------|
| <b>用 途 地 域</b> | <b>5,072 ha</b> | <b>防 火 地 域</b>       | <b>5.7 ha</b> |
| 第一種低層住居専用地域    | 642             | <b>準 防 火 地 域</b>     | <b>467.6</b>  |
| 第二種低層住居専用地域    | -               | <b>駐 車 場 整 備 地 区</b> | <b>149.7</b>  |
| 第一種中高層住居専用地域   | 1,759           | <b>臨 港 地 区</b>       | <b>204.7</b>  |
| 第二種中高層住居専用地域   | 57              | <b>高 度 地 区</b>       | <b>45.0</b>   |
| 第一種住居地域        | 967             | <b>特 別 用 途 地 区</b>   | <b>444.0</b>  |
| 第二種住居地域        | 249             | (大規模集客施設制限地区)        |               |
| 準住居地域          | 17              |                      |               |
| 近隣商業地域         | 254             |                      |               |
| 商業地域           | 309             |                      |               |
| 準工業地域          | 444             |                      |               |
| 工業地域           | 224             |                      |               |
| 工業専用地域         | 150             |                      |               |

(市政あんない)

● 下水道

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

| 区 分 |            |      | 整備区域, 処理区域 |      |
|-----|------------|------|------------|------|
|     |            |      | 現 況        | 普及率  |
| 面 積 | 行政区域       |      | 30,899ha   | 9.2% |
|     | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 4,746      | 60.1 |
|     |            | 認 可  | 3,631      | 78.6 |
| 人 口 | 行政区域       |      | 335,855 人  | 57.3 |
|     | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 264,500    | 72.8 |
|     |            | 認 可  | 232,370    | 82.8 |

(市政あんない)



## 2. 総合的な環境行政の推進

### 2-1 環境行政のあゆみ

#### (1) 環境問題の変化

我が国では、高度経済成長期を迎えた昭和 30 年代半ばから、工場の排水や排気等による産業公害が顕在化し、大きな問題となった。さらに、50 年代になると、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が国民に広く浸透し、大都市においては、自動車の排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害がもたらされるようになった。

そして、これらの問題は、今日に至るまで改善の努力がされているものの、十分な解決を見ないまま、地球温暖化やオゾン層破壊などに代表される地球環境問題へと広がりを見せている。

この地球規模の環境問題の影響は、一つの地域にとどまらず、より深刻となり、将来の世代に及ぶであろうと懸念されている。従来から環境汚染物質として知られていたものだけではなく、ダイオキシン類や環境ホルモンのようにその範囲を広げ、より複雑化している。

今日の環境問題は特定の原因者が存在せず、日常の生活行動や通常の企業活動の在り方に起因する部分が大きいため、その解決に当たっては、常に私たちを取り巻く環境を意識し、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境配慮型に転換していくことが求められている。

#### (2) 環境行政の転換

本市においても、高度経済成長期以降、パルプ工場からの排水による江ノ口川の水質汚濁や浦戸湾に立地する港六社による棧橋地区の大気汚染などの公害問題が生じていたが、法・条例の整備による規制や市民運動の成果もあって一応の解決を見てきた。また、その頃、人口の集中や生活様式の多様化により、ごみの排出量が増大したため、全国に先駆けてごみの分別収集を開始するなど、市民とともにごみ問題に取り組んできた。このように本市の環境行政は、「公害行政」と「清掃行政」が主たる柱となって展開されていた。

続いて、昭和 60 年代になると、水とみどりに囲まれたうるおいのあるまちづくりを求める市民の声にこたえ、野生鳥獣やホタルの保護、鏡川の清流保全などの自然保護行政が新たに加わることとなった。

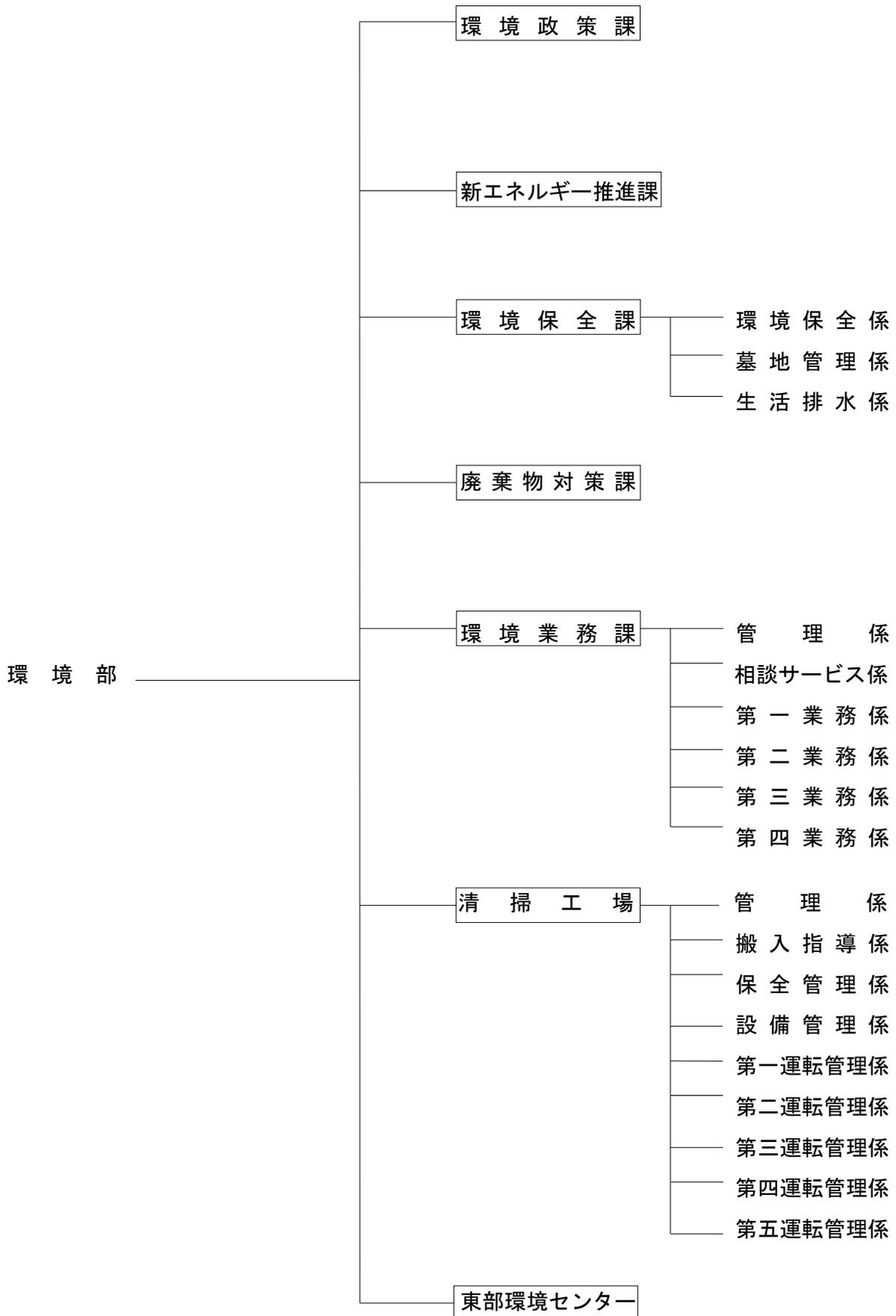
その後、環境問題が多様化・複雑化してきたことを受け、平成 9 年 4 月に、環境問題を個々にとらえるのではなく、総合的に対応していくための「高知市環境基本条例」を制定した。そして、12 年 3 月には、さらにその理念を具体化し、環境政策を実行するためのマスタープランとして、「高知市環境基本計画」を策定し、25 年 11 月には「第二次高知市環境基本計画」を策定した。

組織面では、平成 12 年 4 月に、初めて環境行政を専管する環境部が設置されたことにより、総合的な環境行政を推進する制度・体制が整備され、循環型社会の構築を目指すエコタウン計画、'98 高知豪雨の経験をいかした里山保全、ダイオキシン類対策、廃棄物・リサイクル対策などの様々な環境施策に取り組んでいる。

また、平成 17 年 1 月の鏡村、土佐山村との合併、さらに 20 年 1 月の春野町との合併により、都市部、中山間地、田園地域、臨海部のバランスが調和した「森・里・海のまち」となり、合併地域の特性を含めた「海、山、川」と都市機能が融合した環境のあり方を追求するとともに、環境の保全に向けたいっそうの取り組みが必要となっている。

## 2-2 環境行政の体制

(1) 機構（平成27年4月1日現在）



## (2) 事務分掌（高知市事務分掌規則より抜粋）

### 環境政策課

- (1) 環境の保全の企画及び調整に関する事。
- (2) 廃棄物処理の企画及び調整に関する事。
- (3) 廃棄物処理用地等の取得に関する事。
- (4) 環境美化の促進に関する事。
- (5) 廃棄物の減量及び再資源化に関する事。
- (6) 廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関する事。
- (7) 一般廃棄物処理システムの調査及び研究に関する事。
- (8) エコタウン事業に関する事。
- (9) 自然環境及び鳥獣の保護に関する事。
- (10) 植物の保護に関する事。
- (11) みどりの募金に関する事。
- (12) 高知市春野清掃センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関する事。
- (13) 部内事務の総括に関する事。
- (14) 部の庶務に関する事。
- (15) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関する事。

### 新エネルギー推進課

- (1) 新エネルギーに係る企画及び調整に関する事。
- (2) 新エネルギーの普及啓発に関する事。
- (3) 省エネルギーの推進に関する事。
- (4) 低炭素社会の実現に向けた事項に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。

### 環境保全課

- (1) 環境保全に係る調査及び測定に関する事。
- (2) 生活排水対策に関する事。
- (3) 浄化槽法に関する事。
- (4) 浄化槽整備事業に関する事。
- (5) 大気汚染防止等に係る規制及び指導に関する事。
- (6) 大気汚染防止等の測定及び調査に関する事。
- (7) 公害対策に関する事。
- (8) 公害関係の届出に関する事。
- (9) 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び措置命令に関する事。
- (10) 公害の苦情、相談及び紛争に関する事。
- (11) 墓地、埋葬等に関する事（中央窓口センターの所管に属するものを除く。）
- (12) 市営墓地に関する事（みどり課の所管に属するものを除く。）。

### 廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の不法投棄等に関する事。
- (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関する事。
- (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関する事。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事。
- (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法に関する事。

#### 環境業務課

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）処理事業の指導管理に関する事。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事
- (3) 町内美化活動の支援に関する事
- (4) 一般廃棄物の不法投棄の防止、指導及び処理に関する事。
- (5) 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (6) 一般廃棄物適正処理等に関する指導育成に関する事。
- (7) 高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- (8) 環境業務課所管の自動車等の維持管理に関する事。

#### 清掃工場

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の搬入指導・監督及び焼却処理に関する事。
- (2) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関する事。
- (4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関する事。
- (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- (6) 清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関する事。
- (7) エコ・パーク宇賀及びヨネッツこうちに関する事。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関する事。
- (9) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。

#### 東部環境センター

- (1) 廃棄物処理施設（清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。）の整備計画及び技術的管理に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施行及び監督に関する事。
- (3) 廃棄物（し尿を除く。）の埋立処分計画及び埋立業務に関する事。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関する事。
- (5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関する事。
- (6) 廃棄物処理施設の技術的研究に関する事。
- (7) 廃棄物処理施設に係る排気、排水等の検査、分析、測定に関する事。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関する事。
- (9) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- (10) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関する事。
- (11) 東部環境センター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- (12) 三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関する事。
- (13) 団地下水道に関する事。

### (3) 附属機関等

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

| 審議会名称              | 設置根拠   | 委員<br>(定数) | 主な所掌事務   |
|--------------------|--|------------|--|
| 環境審議会              | 環境基本条例<br>第 28 条                                       | 15         | 環境の保全及び創造に関する基本的事項<br>についての調査審議  |
| 廃棄物処理運営審議会         | 廃棄物の減量及び適正<br>処理等に関する条例<br>第 16 条                      | 15         | 次の事項についての調査審議<br>・一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進<br>・一般廃棄物の適正な処理の推進                            |
| 公害対策審議会            | 公害防止条例<br>第 33 条                                       | 14         | 公害に関する重要事項の調査審議  |
| ダイオキシン類対策<br>審議会   | ダイオキシン類による<br>健康被害の防止及び生<br>活環境の保全に関する<br>条例<br>第 10 条 | 12         | ダイオキシン類対策に関する基本的事項<br>についての調査審議  |
| 鏡川清流保全審議会          | 鏡川清流保全条例<br>第 26 条                                     | 13         | 鏡川の清流保全に関する重要事項の<br>調査審議   |
| 里山保全審議会            | 里山保全条例<br>第 21 条                                       | 11         | 里山の保全に関する事項の調査審議   |
| 産業廃棄物処理施設<br>設置審議会 | 産業廃棄物処理施設<br>設置審議会条例<br>第 1 条                          | 5          | 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び<br>維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環<br>境の保全について適正な配慮がなされたもの<br>であるかについて審議 |
| 放置自動車廃物判定<br>委員会   | 放置自動車の発生の防<br>止及び適正な処理に関<br>する条例<br>第 15 条             | 8          | 放置自動車の廃物判定及びその他放置自動車<br>の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な<br>事項を審議                              |
| 緑政審議会              | 高知市緑政審議会条例<br>第 1 条                                    | 11         | 自然の保護、緑化の推進等に関すること、及<br>び都市公園、児童遊園の設置及び管理に関す<br>ることの調査審議                           |



## 2-3 高知市環境基本条例

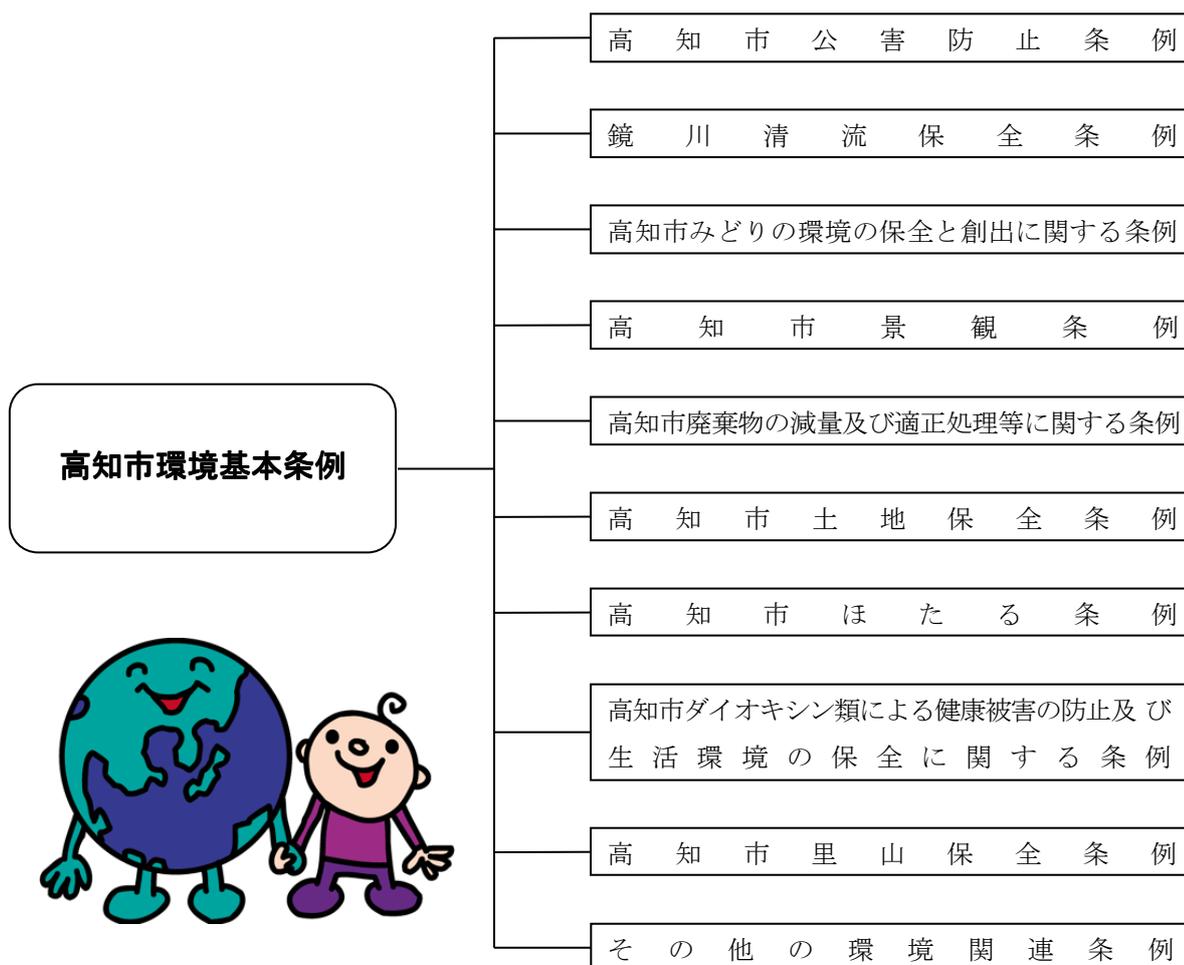
### (1) 制定の背景

近年、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組みの必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

こうしたなか、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、環境基本法が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、市民や学識経験者の意見を聴きながら、自然的・社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、9年4月1日に高知市環境基本条例を制定した。

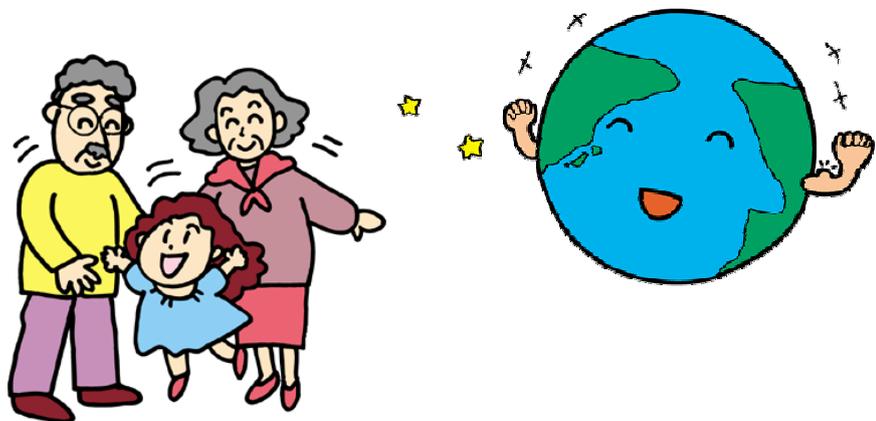
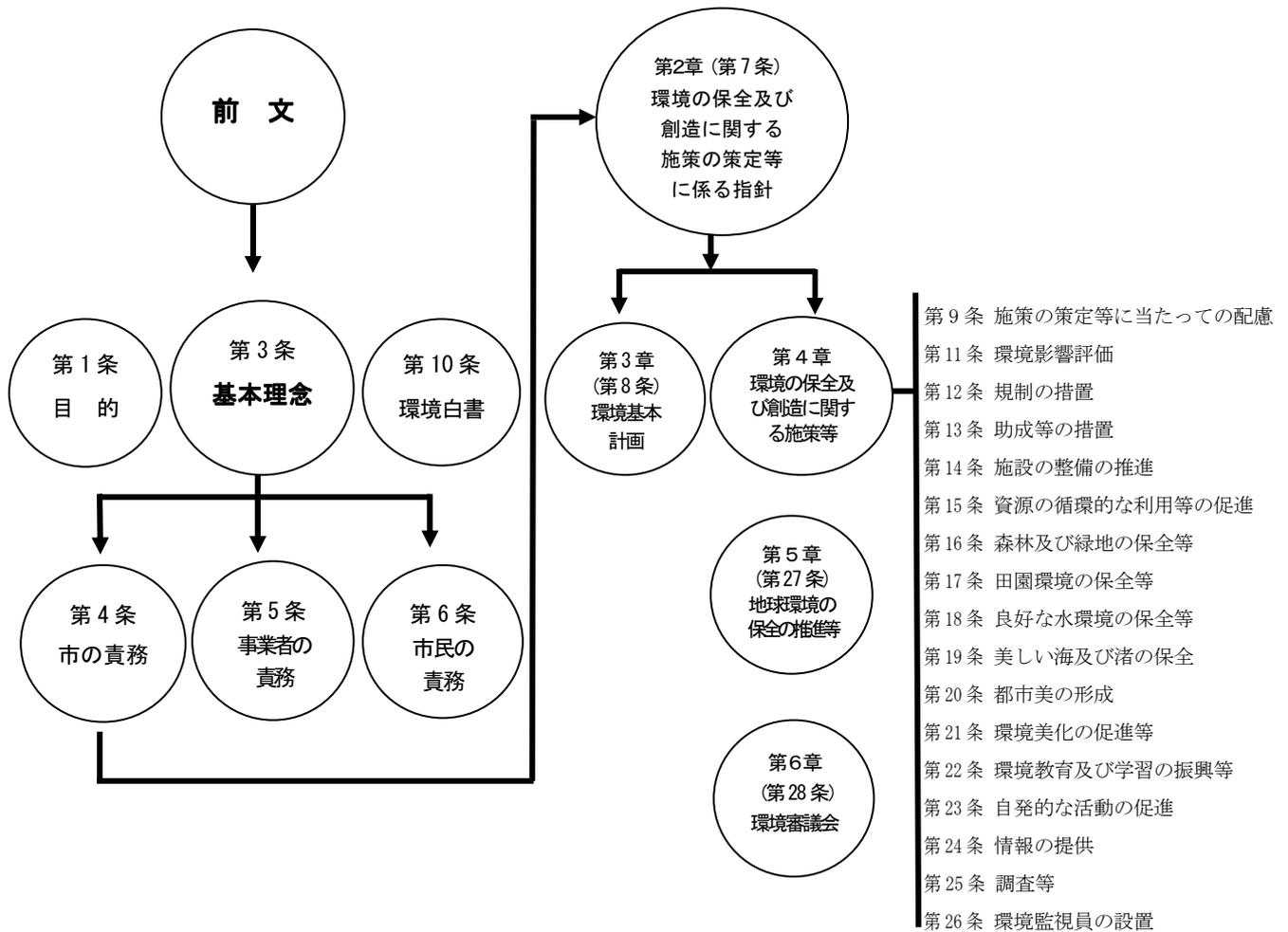
### (2) 条例の概要

この条例は、既存の環境に関する条例を理念的に包括し、環境施策全般を方向づけるものとなっており、その規定する内容により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全かつ健康で文化的な生活を守ることを目的としている。



### (3) 条例の構成

憲章型条例の性格を持つこの条例は、施策の方向性を示すプログラム規定を中心に構成されているほか、目的・定義・理念及び各主体の役割といった総則的事項、施策の総合的・計画的な推進のための高知市環境基本計画の策定や環境審議会の設置等の規定を盛り込んでいる。



## 2-4 第二次高知市環境基本計画

### (1) 計画策定の背景・目的

本市は青い空にみどりあふれる山々や、市街地を流れる清流など豊かな自然環境が残されている。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくために、市、市民、事業者、教育・研究機関が協力し合い、環境への負荷の少ない循環・共生を基調とした社会に変えていくことが必要である。

このため、身近な自然の減少、増え続けるごみの排出や不法投棄、大気や水質等の生活環境の悪化、ダイオキシン類などの有害化学物質の顕在化、地球温暖化の進行などの様々な環境問題に対し、市、市民、事業者、教育・研究機関が各々の役割に応じ、また、お互いが連携・協働して、取り組んでいくための指針となる総合的な環境計画の必要性が高まってきた。

こうした中、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年から市民や学識経験者などで構成される環境審議会や市民環境懇話会などで検討され、環境基本条例第8条に基づき、12年3月に高知市環境基本計画が策定された。この計画策定から10年以上が経過し、社会情勢や環境を巡る課題は大きく変化しており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、複雑かつ多様化している環境問題への取組みの必要性が増大している。また、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定めた2011高知市総合計画が平成23年度に策定されたことに伴い、この計画との整合性を図りつつ、第二次高知市環境基本計画を策定した。（平成25年11月発行）

### (2) 計画の基本的事項

|            |  |
|------------|--|
| 計画の位置づけ    | 国の環境基本計画等に準じて、高知県の環境基本計画とも連携を図りつつ、本市の2011高知市総合計画や関連行政計画とも相互補完を図り、環境に配慮した基本となる取組み方針を示す  |
| 対象とする環境の範囲 | 高知市環境基本条例第15条から第21条まで及び第27条に基づき、以下のとおりとする（高知市環境基本条例から抜粋） <ul style="list-style-type: none"><li>◆資源の循環的な利用等の促進（第15条）</li><li>◆森林及び緑地の保全等（第16条）</li><li>◆田園環境の保全等（第17条）</li><li>◆良好な水環境の保全等（第18条）</li><li>◆美しい海及び渚の保全（第19条）</li><li>◆都市美の形成（第20条）</li><li>◆環境美化の促進等（第21条）</li><li>◆地球環境の保全の推進等（第27条）</li></ul> |
| 取組み主体      | 市、市民、事業者、教育・研究機関   |
| 計画の期間      | 平成25年度から34年度までの10年間  |

### (3) 実現後のイメージ

この計画における望ましい環境像は、前計画を継承し、2011 高知市総合計画の将来の都市像や市民が望む都市像を反映することとして、次のとおり設定している。

#### <実現後のイメージ>

**未来につなげよういきいき自然！**

**やさしさと行動力あふれるまち・高知**

本市は温暖な気候で、降雨量と日照時間に恵まれています。北は山に囲まれ、豊かな水量を持つ複数の河川が、山から平野部に清らかな水運び、南の太平洋へと流れ込む、自然豊かなまちです。

雄大な山々と清らかな河川は、適正に管理・保全され、多くの野生生物の命を育み、食を守り、人々の心に安らぎと潤いを与えてくれるとともに、里山・農地等の二次的自然環境も改善・維持されています。

こうした恵み豊かな自然は、市、市民、事業者、教育・研究機関の協働により、守り、育てられ、次世代につながっています。

市民一人ひとりが自然に対する理解を深め、鏡川等の七河川や仁淀川を森・里・海をつなぐ環境軸として、環境保全活動に積極的に取り組むことで、人と自然が共生した社会が築かれています。

また、ごみの減量化や人と環境にやさしい交通体系の実現、新エネルギーの効率的な利用等で、環境負荷の少ない低炭素・循環型の地域社会が形成されるとともに、来る南海地震等、大規模災害への対策も施され、市民生活の安全安心を確保し、防災対応力が向上しています。



#### (4) 基本目標

この基本計画では、本市の望ましい環境像を構成する基本的な枠組みとして、政策、施策、主な取組みについて、体系的に整理している。

| 政策               | 施策              | 主な取組み  |
|------------------|-----------------|--|
| 自然豊かなまちづくり       | 生物多様性の保全        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 野生生物の保護</li> <li>2. 生息空間の保全</li> </ol>   |
|                  | 森林の保全・整備        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民有林の保護育成</li> <li>2. 協働による森林づくり</li> <li>3. 市有林の適正管理</li> <li>4. 市民の森整備</li> <li>5. 保安林の適正管理</li> <li>6. 林業の基盤整備</li> </ol>                |
|                  | 里山の保全と再生        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 里山保全の推進</li> <li>2. 里山の再生</li> </ol>   |
|                  | 海洋・河川環境の保全と再生   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海洋・河川等における生態系の保全と再生</li> <li>2. 浦戸湾・七河川一斉清掃</li> </ol>   |
| 環境汚染の防止          | 公害対策の推進         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気・水・土壌環境の保全</li> <li>2. 化学物質の環境リスク対策</li> <li>3. 環境監視体制の充実</li> </ol>   |
|                  | 生活排水対策の推進       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道(汚水)の整備促進による下水道普及率の向上</li> <li>2. 合併処理浄化槽の普及率向上</li> <li>3. 浄化槽適正管理の推進</li> <li>4. 処理施設の適正な維持管理の推進</li> </ol>                           |
|                  | 放射性物質への対応       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射性物質検出時の対応体制の充実</li> </ol>  |
| 環境負荷の少ない循環型社会の構築 | 廃棄物の発生抑制・再利用の促進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物発生の抑制, 再利用のさらなる推進</li> <li>2. ごみの減量と再資源化</li> <li>3. ECO農業の推進</li> </ol>  |
|                  | 廃棄物の適正な処理       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物の適正処理の推進</li> <li>2. 産業廃棄物の適正処理の推進</li> <li>3. 不法投棄の根絶に向けた対策の充実・強化</li> <li>4. 排出事業者, 処理業者の指導</li> <li>5. 収集処理体制及び施設の整備・充実</li> </ol> |

| 政 策         | 施 策            | 主 な 取 組 み   |
|-------------|----------------|---|
| 地球温暖化防止への貢献 | 人にやさしい低炭素都市の実現 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネルギーの推進</li> <li>2. 環境負荷の少ない移動手段への転換</li> <li>3. 広域交通ネットワークの強化</li> <li>4. 交通安全対策の推進施策との連携</li> </ol>   |
|             | 新エネルギー活用の促進    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新エネルギー導入の促進</li> <li>2. スマート・エネルギー利用の推進</li> </ol>  |
| 美しく快適なまちの形成 | みどり豊かな市街地づくり   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市緑化の推進</li> <li>2. 親水空間の形成</li> <li>3. 道路緑化の推進</li> </ol>  |
|             | 良好な景観の形成       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個性的で魅力のある景観の形成</li> <li>2. 屋外広告物の規制誘導</li> <li>3. 良好な景観形成のための啓発の推進</li> <li>4. バランスの取れた都市の形成</li> <li>5. 墓地等の整備</li> </ol>  |
| 環境と調和した減災対策 | 災害対応力の強化       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に強い都市基盤の整備</li> <li>2. 災害廃棄物の処理</li> <li>3. 地域防災力の強化</li> </ol>   |
| 参加・協働・連携の推進 | 環境学習の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの発達段階に応じた環境学習の推進</li> <li>2. 生涯学習としての環境教育の実施</li> <li>3. 環境情報等の広報・啓発</li> <li>4. 水や生き物に触れ合える空間づくり</li> <li>5. 食を通じた自然の理解</li> <li>6. 工石山青少年の家を活用した自然体験学習の推進</li> </ol> |
|             | 情報共有の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報公開の推進</li> <li>2. 広報・公聴の拡充</li> </ol>   |
|             | 多様な主体との連携・交流   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産学官民連携の推進</li> <li>2. 地域コミュニティの活性化</li> <li>3. NPO・ボランティア活動の推進</li> </ol>   |
|             | 広域行政の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国・県との連携</li> <li>2. 地域を越えた行政間の連携・交流の促進</li> <li>3. 高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの推進</li> </ol>  |

## 2-5 高知市環境保全率先実行計画（高知市地球温暖化対策地域推進実行計画）

### (1) 計画策定の背景

平成 11 年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定するものとされた。

そのため、平成 13 年 3 月に市役所における環境配慮の行動指針として「高知市環境保全率先実行計画」を策定した。

- 第 1 次計画：平成 13～17 年度
- 第 2 次計画：平成 18～22 年度
- 第 3 次計画：平成 23～27 年度

### (2) 第 3 次計画の目標

本計画は、温室効果ガスの排出抑制を図り、職員一人ひとりが環境に配慮した取組みを推進することを方針とし、「温室効果ガス総排出量の削減目標」と「環境に配慮した行動目標」に区分している。

#### ① 「温室効果ガス総排出量の削減目標」

市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成 22 年度を基準として、平成 27 年度末までに 18.4%削減する。

#### ② 「環境に配慮した行動目標」

|                 |  |
|-----------------|--|
| グリーン購入の推進       | ◆ 物品購入に占める環境に配慮した製品等の割合を平成 27 年度末まで、毎年度、95%以上にします。   |
| 省エネルギーの推進       | ◆ 改正省エネ法で管理することになるエネルギーのうち、建物面積（1㎡当たりのエネルギー消費量）を原単位として使用量を管理し、年度平均 1%以上削減することを目標にしているものについて、達成できるように行動していきます。<br>◆ 自動車燃料（ガソリン・軽油）の 1 台当たり使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して年度平均 1%以上削減します。（原動機付自転車は算入しない。） |
| 省資源の推進          | ◆ コピー用紙の購入量（A4 サイズ換算枚数）を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。<br>◆ 庁舎等における上水道の使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。  |
| ごみの減量化とリサイクルの推進 | ◆ 庁舎等で発生するごみについて、職員啓発や指導を徹底し、減量とリサイクルに努めます。  |
| 事業における環境配慮      | ◆ 事業の実施にあたっては環境基本計画に基づき、環境配慮に努めます。<br>◆ 公共工事における環境配慮については、特記仕様書等により請負業者に協力を要請します。<br>◆ 事業の実施にあたっては、関連法規を遵守し、汚染の予防に努めます。  |
| 職員の環境意識の向上      | ◆ 環境に関する情報提供や、必要に応じて適宜環境研修等を実施します。   |

## 2-6 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）

### (1) 計画策定の背景

平成20年6月、温対法が全体的に改正され、新設された第20条の3第3項において、都道府県や指定都市、中核市等については、地方公共団体の実行計画の内容について、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策も定めることとなった。

このようなことから、本市においても新たに温対法改正の趣旨に従った内容による市域における温室効果ガスの削減に向けた施策を推進するための計画として、従来の「高知市環境保全率先実行計画」に併せて、平成21年3月に「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を定めることとした。

### (2) 計画の基本的事項

|             |   |
|-------------|---|
| 計画の方針       | 市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減に関する施策を定め、以下の取組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市域の自然条件に適した化石燃料以外のエネルギーの利用の促進</li><li>○ 市民または市内の事業者が温室効果ガスの排出削減等に関して行う活動の促進</li><li>○ 公共交通機関の利用者の利便の増進、市街地における緑地の保全及び緑化の推進、その他温室効果ガスの排出削減等に資する地域環境の整備及び改善</li><li>○ 廃棄物等の発生の抑制、その他循環型社会の形成に関する事項</li></ul> |
| 計画の対象       | 市民や市内の事業者並びに本市に関係するすべての人々及び法人、その他の団体が行う活動。  |
| 計画期間        | (短期)<br>平成21～24年度<br><br>(長期)<br>最終的には、化石燃料脱却をイメージした2100年を視野に入れつつ、目標年を2050年とし、国に従い、市域における温室効果ガス排出量半減を大きな目標にする。  |
| 温室効果ガスの削減目標 | (短期)<br>市域で排出される温室効果ガスの総排出量を平成16年を現状として、平成20年から平成24年末までの間に10.65%削減(平成2年比-6%)していくことに取り組む。<br><br>(長期)<br>2050年には、温室効果ガス排出を現状から半減することを目指す。  |

# Ⅲ 資料

## 1. 環境関連条例

- 高知市環境基本条例
- 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例
- 高知市ほたる条例
- 鏡川清流保全条例
- 高知市公害防止条例
- 高知市里山保全条例

## 2. 廃棄物関連条例

- 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

## 3. その他条例

- わんぱーくこうちアニマルランド条例
- わんぱーくこうち条例
- 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例
- 高知市都市公園条例
- 高知市緑政審議会条例
- 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例
- 高知市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

## 4. 環境年表



# 1. 環境関連条例

## 高知市環境基本条例

〔平成9年4月1日  
条例第18号〕

改正 平成11年4月1日 条例第13号

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行, 海洋の汚染, 野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって, 人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は, 健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し, より質の高いものとして, これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は, すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下, 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は, すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は, 前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり, 環境の保全及び創造に関し, 地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し, 及び実施する責務を有する。

2 市は, 前項の施策の策定及び実施に当たり, 広域的な取組を必要とする場合には, 国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は, 基本理念にのっとり, その事業活動を行うに当たっては, これに伴って生ずる公害を防止し, 廃棄物を適正に処理し, 及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに, 環境の保全上の支障を防止するため, 事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか, 事業者は, 基本理念にのっとり, その事業活動に関し, 地域社会の一員として, 地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに, 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

**第6条** 市民は, 基本理念にのっとり, 環境の保全上の支障を防止するため, その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか, 市民は, 基本理念にのっとり, 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに, 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

**第7条** 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は, 基本理念にのっとり, 次に掲げる基本指針に基づき, 各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され, 及び生活環境が保全され, 並びに自然環境が保全されるよう, 大気, 水, 土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに, 森林, 農地, 水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに, 地域の歴史的, 文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

### 第3章 高知市環境基本計画

**第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第9条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

**第10条** 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価)

**第11条** 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

**第12条** 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

**第13条** 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

**第14条** 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第15条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

**第 16 条** 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

**第 17 条** 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

**第 18 条** 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

**第 19 条** 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

**第 20 条** 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづくり等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

**第 21 条** 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

**第 22 条** 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

**第 23 条** 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第 24 条** 市は、第 22 条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等)

**第 25 条** 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

**第 26 条** 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 地球環境の保全の推進等

**第 27 条** 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

## 第6章 高知市環境審議会

- 第28条** この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。
  - 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
  - 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
  - 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験を有する者及び市民
    - (2) 関係行政機関の職員
    - (3) その他市長が適当と認める者
  - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
  - 8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

（高知市公害防止条例の一部改正）
- 2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

**第2条** この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

### 第32条 削除

附 則（平成11年4月1日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

（経過措置）
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に高知市環境審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

## 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日  
条 例 第 39 号〕

改 正 平成 14 年 7 月 5 日 条例第 27 号

改 正 平成 20 年 1 月 1 日 条例第 53 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。）と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 第 5 号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

(市の責務)

**第 3 条** 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。
- 3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

(事業者の責務)

**第 4 条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

**第 5 条** 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(ダイオキシン類の濃度の測定等)

**第 6 条** 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（以下「汚染対象物」という。）について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定（法第 27 条第 1 項の規定による調査測定を除く。）するものと

する。

2 市長は、前項による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公にしなければならない。

（抑制計画の策定）

**第7条** 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画（以下「抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱
- (2) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準
- (3) その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項

3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

（小型焼却炉の構造基準等）

**第8条** 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。

（小型焼却炉の設置の届出）

**第9条** 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
- (3) 小型焼却炉の構造
- (4) 小型焼却炉の使用の方法

（経過措置）

**第10条** 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規定で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（小型焼却炉の構造等の変更の届出）

**第11条** 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（計画変更指導及び勧告）

**第12条** 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

**第13条** 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

**第14条** 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

**第15条** 第9条又は第10条の規定による届出をしたものからその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉にかかる当該届出をした者に地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした物について相続、合併又は分割(その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

**第16条** 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

**第17条** 小型焼却炉を設置している者(以下「設置者」という。)は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときには、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉にかかる焼却灰等の処理)

**第18条** 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻(以下「焼却灰等」という。)が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

**第19条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民(以下「事業者等」という。)に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査(以下「立入調査等」という。)をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土

壊その他の物を無償で収集することができる。

- 3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

**第20条** 市長は、第12条及び第16条に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置を取るべきことを勧告するものとする。

- (1) 第9条から第11条まで、第14条または第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者
  - (3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
  - (4) 前条第1項の規定に違反して立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - (5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壌等の収集を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた物が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。
- 3 第1項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

**第21条** この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べるることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者及び市民
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。
- 9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第 21 条及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例（前項ただし書に定める規定にかかる部分を除く。以下同じ。）の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(施行のために必要な準備)

- 4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の前日においても審議会の意見を聴くことができる。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 5 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉（編入の日以後に使用されるものに限る。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第 10 条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から 30 日以内」とあるのは、「平成 20 年 3 月 31 日まで」とする。

附 則（平成 14 年 7 月 5 日条例第 27 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第 8 条から第 16 条まで及び第 20 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までの規定を除く。）の規定は、平成 14 年 12 月 1 日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則（平成 20 年 1 月 1 日条例第 53 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 高知市ほたる条例

〔昭和 61 年 4 月 1 日〕  
条 例 第 7 号

|    |                 |          |                 |          |
|----|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 改正 | 平成 4 年 4 月 1 日  | 条例第 12 号 | 平成 20 年 1 月 1 日 | 条例第 54 号 |
|    | 平成 6 年 10 月 1 日 | 条例第 43 号 | 平成 25 年 4 月 1 日 | 条例第 56 号 |

(目的)

**第 1 条** この条例は、本市の区域内(以下「市内」という。)に生息するほたるの乱獲を防止し、その保護を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ほたる ゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの幼虫、さなぎ及び成虫をいう。
- (2) カワニナ カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(市の責務)

**第 3 条** 市は、ほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための適切な施策を実施するとともに、ほたるの保護について普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

**第 4 条** 市民等は、ほたるの乱獲を防止するとともに、河川等の汚濁その他ほたるの生息の妨げとなる行為を行わない等、ほたるの保護に努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施するほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための施策に協力するものとする。

(保護区域)

**第 5 条** 市長は、ほたるの保護のため特に必要と認める区域を保護区域として指定することができる。

2 市長は、保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保護区域を指定したときは、当該保護区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等への周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

4 前 2 項の規定は、保護区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止行為)

**第 6 条** 市内においては、何人も、ほたるを捕獲し、若しくは殺傷し、又はほたるの卵を採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、捕獲し、又は採取したものをその場において直ちに放し、又は戻す行為については、この限りでない。

**第 7 条** 第 5 条の保護区域内においては、何人も、カワニナを捕獲し、又は殺傷してはならない。

**第 8 条** 何人も、前 2 条の規定に違反して捕獲されたほたる若しくはカワニナ又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(適用除外)

**第 9 条** 次に掲げる場合には、前 3 条の規定は、適用しない。

- (1) ほたる若しくはカワニナの保護増殖若しくは調査又は学術研究のためのものであつて、市長が許可した場合
- (2) 法令の規定に基づいて行う場合  
(指導及び勧告)

**第 10 条** 市長は、第 6 条から第 8 条までの規定に違反する者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。  
(措置命令)

**第 11 条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。  
(委任)

**第 12 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(罰則)

**第 13 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 営利の目的をもつてほたるを捕獲し、又はほたるの卵を採取した者
- (2) 営利の目的をもつて、第 6 条の規定に違反して捕獲されたほたる又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けた者

**第 14 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

**第 15 条** 第 11 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(春野町の編入に伴う経過措置)
- 2 春野町の編入の前にした春野町ほたる保護条例(平成 2 年春野町条例第 11 号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 1 月 1 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 3 条の次に条を加える改正規定(第 11 条に係る部分に限る。)、第 4 条の改正規定、第 5 条の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 7 月 1 日前にしたこの条例による改正前の高知市ほたる条例(以下「旧条例」という。)第 2 条の規定に違反する行為のうち、旧条例第 4 条に掲げる目的をもって行われたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 鏡川清流保全条例

〔平成元年10月1日〕  
条例第37号

改正 平成4年 4月1日 条例第12号 | 平成11年4月1日 条例第15号  
平成6年 10月1日 条例第43号 | 平成13年7月1日 条例第24号

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。

すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。

市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによってかげりを生じつつある鏡川の清流と诗情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。

この市民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画（以下「環境管理基本計画」という。）と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鏡川 鏡川本川及び各支川並びにこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 浄化装置 鏡川に排出される排出水の浄化に有効な装置で、規則で定めるものをいう。
- (3) 家庭排水 市民の日常生活により、厨房・浴室等から排出されるすべての排出水をいう。

(市長の責務)

**第3条** 市長は、市民が鏡川の良好な水辺空間と自然環境を享受できるよう、鏡川の清流保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動によって、鏡川の清流と自然環境を損なわないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるための最大限の努力をするとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、鏡川の浄化を図るため、自ら積極的に努力するとともに、市長が実施する施策

に協力しなければならない。

(啓発活動)

**第6条** 市長は、鏡川の清流保全のための知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

## 第2章 鏡川清流保全基本計画

(基本計画)

**第7条** 市長は、鏡川の清流を保全するため、鏡川清流保全基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。ただし、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域内については、河川管理者の策定する環境管理基本計画によるものとする。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 清流の保全に関する事項
- (2) 自然環境の保全に関する事項
- (3) 景観の形成に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、鏡川の清流保全に関し必要な事項

3 市長は、基本計画の決定又は変更にあたっては、あらかじめ河川管理者と協議するとともに、鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画の決定又は変更があつたときは、これを公表しなければならない。

## 第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成

### 第1節 清流の保全

(水質管理区域)

**第8条** 市長は、鏡川の水質を保全するため、水質管理区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、区域の変更又は解除について準用する。

(水質管理基準)

**第9条** 水質管理区域における鏡川の水質管理基準は、規則で定める。

(工場等の排水基準)

**第10条** 市長は、水質管理区域内における、別に規則で定める工場・事業場（以下「工場等」という。）について、当該工場等から排出される排水の水質を規制するため排水基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による排水基準を定めようとするときは、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、排水基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、排水基準の変更又は廃止について準用する。

(工場等の設置の届出及び遵守義務)

**第11条** 水質管理区域において工場等を設置し、鏡川に排水を排出しようとする者は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 汚水発生が予想される施設の構造、使用方法及び配置

- (6) 汚水処理の施設及びその方法
- (7) 一般及び産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定により設置した工場等から排出水を排出する者及びこの条例の施行の際に、水質管理区域において現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、排水基準を超える排出水を鏡川に排出してはならない。

(工場等の変更の届出)

**第12条** 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際に、現に工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が、設置について届出した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(家庭排水)

**第13条** 市民は、水質管理区域において家庭排水を鏡川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

(助成措置)

**第14条** 市長は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導及び助成を行うものとする。

## 第2節 自然環境の保全及び景観の形成

(自然環境保全区域及び景観形成区域)

**第15条** 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

- 2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。
- 3 市長は、前2項の区域の指定をしようとするときは、河川法に規定する河川区域を除外するとともに、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、自然環境保全区域を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は、自然環境保全区域又は景観形成区域を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 8 第3項及び前項の規定は、自然環境保全区域の変更又は解除について、第3項から前項までの規定は、自然環境保全区域の拡張について、それぞれ準用する。
- 9 第3項及び第7項の規定は、景観形成区域の変更又は解除について準用する。

(行為の届出)

**第16条** 自然環境保全区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、増改築し、又は移転すること。
- (2) 宅地の造成・土地の開こん・土砂の採取その他土地の形質に変更を加えること。
- (3) 木竹の伐採
- (4) 動植物の保護に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に影響を及ぼすお

そのある行為で規則で定めるもの

- 2 前項に規定する行為は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。
  - (1) 汚水・泥水その他の原因により鏡川の水質を汚濁しないよう、排水処理対策が講じられていること。
  - (2) 動植物などの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがないよう、対策が講じられていること。
  - (3) 鏡川的美観風致又は良好な環境を破壊しないよう、対策が講じられていること。
- 3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
  - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (2) 国又は地方公共団体が行う行為
  - (3) 通常管理行為
  - (4) 河川法その他の法令の規定に基づく行為
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるもの  
(行為の変更の届出)

**第17条** 前条第1項の規定による届出をした者が、届出をした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 勧告及び命令等

(実施の制限)

**第18条** 第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して60日を経過した後でなければ同項第4号から第6号までに定める当該届出に係る工事をしてはならない。

2 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更勧告)

**第19条** 市長は、第11条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工場等から排出される排水が、排水基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、排水基準に適合するために必要な措置を採るよう計画の変更を勧告することができる。

(改善勧告)

**第20条** 市長は、第10条第1項に規定する排水基準を超えて排水を排出していると認めるとき又は継続して排水基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排水を排出する者に対し、期限を定めて排水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善及び停止命令)

**第21条** 市長は、前2条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水基準に違反して排水を排出しているときは、期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命じ、又は排水の排出の一時停止を命ずることができる。

(変更又は改善の指導)

**第22条** 市長は、第16条第1項に規定する届出が同条第2項の条件を満たさない場合又は満たさないおそれがあると認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、当該計画の変更又は改善の指導をすることができる。

(変更又は中止の勧告)

**第23条** 市長は、第16条第1項に規定する行為を同条第2項の条件に違反して行つた者に対し、当該行為の変更又は中止若しくは必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

#### 第4章 鏡川清流保全推進組織

(鏡川清流保全推進本部の設置)

**第24条** 本市に、鏡川の清流保全対策を推進するため、鏡川清流保全推進本部を置く。

(鏡川清流保全推進会議の設置)

**第25条** 市長は、鏡川清流保全に関する意見や情報交換等を行うため、鏡川流域の関係行政機関と協議し、鏡川清流保全推進会議を設置することができる。

#### 第5章 鏡川清流保全審議会

(鏡川清流保全審議会)

**第26条** この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者及び市民
  - (2) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

#### 第6章 補則及び罰則

(立入調査)

**第27条** 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、本市職員に他人の所有又は占有する土地・工場等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(地位の承継)

**第28条** 第11条第1項の規定による届出をした者から当該工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る工場等又は行為を承継させるものに限る。)があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該行為を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

**第 29 条** 第 21 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

**第 30 条** 第 11 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

**第 31 条** 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 27 条第 3 項の規定に違反した者

(両罰規定)

**第 32 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

**第 33 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 26 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、水質管理区域において、現に工場等を設置し、鏡川に排水を排出している者は、第 11 条第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第 21 条の規定は、水質管理区域において、この条例の施行の際に、現に工場等を設置している者については、施行日から 5 年間は適用しない。

4 この条例の施行後において、水質管理区域内の工場・事業場が法令等の改正により第 10 条第 1 項に規定する工場等になった場合については、当該工場等となった日から 5 年間は第 21 条の規定を適用しないものとする。

**附 則** (平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成 11 年 4 月 1 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 5 月 2 日から施行する。ただし、第 26 条第 3 項の改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に鏡川清流保全審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の鏡川清流保全条例第 26 条第 5 項第 2 号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第 3 号に該当して委員に

任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の鏡川清流保全条例第26条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行における委員としての残任期間に相当する期間とする。

**附 則** (平成13年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

## 高知市公害防止条例

〔昭和 50 年 7 月 25 日〕  
条 例 第 28 号

|    |                 |          |                 |          |
|----|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 改正 | 平成 4 年 4 月 1 日  | 条例第 12 号 | 平成 13 年 7 月 1 日 | 条例第 24 号 |
|    | 平成 6 年 10 月 1 日 | 条例第 43 号 | 平成 18 年 7 月 1 日 | 条例第 42 号 |
|    | 平成 9 年 4 月 1 日  | 条例第 18 号 | 平成 20 年 1 月 1 日 | 条例第 52 号 |
|    | 平成 11 年 4 月 1 日 | 条例第 14 号 |                 |          |

経済及び社会の開発は、好ましい生活の維持と進歩に必要な諸条件をつくるものではあるが、そのためにみだりに自然を破壊し、動植物の生態系等に重大な影響を及ぼし、静穏で快適な市民の生活環境を破壊してはならない。

すべての市民は、豊かな環境において健康で安全かつ快適な生活を営む基本的権利を有するとともに、その環境を将来の世代のために保護し、向上すべき責務を負っている。

すべての事業者は、その事業活動によって市民の健康と福祉を阻害してはならず、市民もまた他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

自然と人間の調和を無視して発展してきた現代の産業と都市が大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染・騒音・振動・悪臭等の公害をもたらし、深刻な環境悪化をひきおこしていることにかんがみ、われわれは、すべての公害を厳しく防止絶滅し、快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、将来の世代のためにこれを向上し継承していくため、ここにこの条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するうえに公害防止が極めて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害防止に関する基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成 9 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。

(市長の責務)

**第 3 条** 市長は、あらゆる施策を通じて公害防止に努めるとともに、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。

(事業者の責務)

**第 4 条** 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

3 事業者は、公害防止に関する技術の開発及び研究を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市長その他の行政機関が実施する公害の防止のための施策に積極的に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、健康で安全かつ快適な生活を営む自己の権利が公害により侵害されないようその確保に努めるとともに、自らも公害を発生させることがないように努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 公害防止基本計画

(公害防止基本計画)

**第6条** 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、公害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公害防止に関する基本構想
- (2) 公害の現況と公害防止に関する基本的施策
- (3) 前各号のほか、公害防止に関する重要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(計画の整合)

**第7条** 市長は、土地の開発整備に関する計画、土地の利用に関する計画、公共施設の整備に関する計画、産業に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施にあたっては、これらが基本計画に整合するよう総合的な検討及び調整を行わなければならない。

## 第3章 公害防止の施策

### 第1節 工場、事業場等に対する規制

(工場、事業場等の立地における環境保全)

**第8条** 事業者は、工場、事業場等の立地に際しては、公害の防止及び生活環境の保全に特に留意するとともに、文化財その他の歴史的遺産を破壊し、又は損傷するおそれのない場所に設置するよう努めなければならない。

(基準総排出量の設定)

**第9条** 市長は、特に公害の防止を図る必要がある地域又は公共用水域（以下「水域」という。）について、その地域又は水域に係るすべての工場、事業場等からその地域又は水域へ排出される広域汚染の原因となる物質（以下「汚染原因物質」という。）のそれぞれの総排出量の許容限度（以下「基準総排出量」という。）を定めることができる。

2 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めた場合は、これを告示しなければならない。

(規制措置)

**第10条** 市長は、工場、事業場等で、規則で定める業種のもの（以下「工場等」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出してはならない。

3 市長は、第1項の規定による規制基準を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策

審議会の意見を聞かなければならない。当該基準を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(工場等の届出)

**第 11 条** 工場等を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 公害発生が予想される施設の構造、使用の方法及び配置
- (6) 公害防止の方法
- (7) 産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

(工場等の変更の届出)

**第 12 条** 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）が同条第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

**第 13 条** 第 11 条の届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者が同条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を変更したときは、その日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

**第 14 条** 市長は、第 11 条又は第 12 条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る工場等から発生する公害が規制基準に適合しないおそれがあると認めるとき、又はその工場等から排出される汚染原因物質が基準総排出量の限度を超えて排出されるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）以内にその届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるよう計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

**第 15 条** 第 11 条又は第 12 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善勧告)

**第 16 条** 市長は、規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出している工場等について、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて公害防止の方法を改善し、又は公害を発生する施設の構造、使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

**第 17 条** 市長は、第 14 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで工場等を設置し、規制基準に違反しているとき、又は前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は騒音等を発生する作業若しくは排水等の排出の一時停止を命ずることができる。

(措置の届出)

**第 18 条** 前 2 条に規定する勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたと

きは、速やかに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(事故の措置)

**第19条** 工場等を設置している者は、事故の発生により法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出した場合及び発生又は排出するおそれが生じた場合は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は、当該事故発生の日から15日以内に当該事態の再発防止のための措置に関する計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により、計画を届け出た者が当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事業委託者の協力義務)

**第20条** 事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者又は常時使用する従業者の数が自己より小さい法人若しくは個人たる事業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合には、当該委託を受けて同号の行為を行う事業者（以下「下請事業者」という。）の工場等から発生する公害の防止を図るため必要な協力をしなければならない。

(1) その者が業として行う販売又は製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造

(2) その者が業として行う販売又は製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造若しくは修理

2 市長は、前項の場合において、下請事業者の工場等から法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて公害を発生していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて公害の防止に関し、必要な協力をすべきことを勧告することができる。

(中小企業者等に対する助成)

**第21条** 市長は、中小企業者等が公害防止のために行う施設の設置又は改善について金融上の助成及び技術的指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工場等の移転、集団化)

**第22条** 市長は、用途地域を純化し、及び公害を防止するため必要に応じ、工場等と住宅その他の施設とが混在している地域で公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域内に所在する工場等について、その地域外への移転又は集団化の促進を図ることに努めるものとする。

## 第2節 特定建設作業に対する規制

(特定建設作業の規制措置)

**第23条** 市長は、建設作業で規則で定める作業（以下「特定建設作業」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 特定建設作業を行う者は、当該特定建設作業に係る規制基準を超えて騒音等を発生してはならない。

3 第10条第3項の規定は、特定建設作業に係る規制基準について準用する。

(実施の届出)

**第24条** 特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表を添付しなければならない。

(改善勧告)

**第25条** 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

**第26条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第3節 公害の監視及び公表

(監視測定体制の整備)

**第27条** 市長は、公害の状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するため必要な監視測定体制の整備に努めるものとする。

(管理及び監視)

**第28条** 事業者は、その管理に係る工場等及び特定建設作業の公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(公害状況の公表)

**第29条** 市長は、調査及び監視の結果、明らかになった公害の状況を市民に公表するものとする。

2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生している者があるときは、その者を明らかにしなければならない。

### 第4章 公害防止協定

(公害防止協定の締結)

**第30条** 市長は、規制措置によるもののほか、公害防止に関する施策を積極的にすすめるため、事業者と公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）を締結することができる。

2 事業者は、前項の規定による公害防止協定の締結について、市長から求めがあつた場合は、これに応じなければならない。

3 公害防止協定の当事者は、公害防止協定に定められた事項を遵守しなければならない。

### 第5章 市民参加

(市民運動への配慮)

**第31条** 市長は、公害の防止に関する知識の普及及び公害防止の意識の高揚に努めるとともに、市民が自主的な運動を通じて公害防止に資することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

**第32条** 削除

## 第6章 公害対策審議会

(公害対策審議会)

**第33条** この条例により、この権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ公害に関する重要事項を調査審議するため高知市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、公害の防止に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第34条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会は、専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

**第35条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び市民以外の委員が委嘱されたときにおける当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 特別委員の任期は、当該専門的事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長)

**第36条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第37条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

**第38条** 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

**第39条** 第33条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 補則及び罰則

(立入検査等)

**第40条** 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、その職員に工場、事業場等、特定建設作業の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

あつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

**第41条** 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対し、公害の防止に関する状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(地位の承継)

**第42条** 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者から当該工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

2 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者について相続、合併又は分割(当該届出に係る工場等又は公害防止協定に係る事業を承継させるものに限る。)があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該事業を承継した法人は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

**第43条** 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金を処する。

**第44条** 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第26条の規定による命令に違反した者

**第45条** 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条、第13条、第18条、第19条第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第42条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項若しくは第3項若しくは第41条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第46条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

**第47条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第33条から第39条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工場等を設置している者は、第11条の規定による届出をしたものとみなす。

3 第17条の規定は、現に工場等を設置している者については、当該工場、事業場等が工場等となった日から1年間は、適用しない。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 4 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、第11条の規定による届出をした者とみなす。
- 5 第17条の規定は、前項の規定により届出をした者とみなされた者については、編入の日から平成20年12月31日までの間、適用しない。

**附 則**（平成4年4月1日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年10月1日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年4月1日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

**附 則**（平成11年4月1日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に高知市公害対策審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市公害防止条例第34条第3項第2号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第3号に該当して委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市公害防止条例第34条第3項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行における委員としての残任期間に相当する期間とする。

**附 則**（平成13年7月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年7月1日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

**附 則**（平成20年1月1日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 高知市里山保全条例

〔平成12年4月1日〕  
条例第14号

改正 平成18年4月1日 条例第5号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 市街地、集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。
- (2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

(基本理念)

**第3条** 里山の保全は、里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- (1) 防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。
- (2) 生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
- (3) 地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の保全についての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。
- 3 市は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、土地所有者等の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を土地所有者等、市民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

**第5条** 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、里山の保全に自ら努めるとともに、市が実施する里山の保全についての施策に協力する責務を有する。

## 第2章 里山の保全

### 第1節 里山保全地区

(里山保全地区の指定)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
- (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山

2 市長は、里山保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、里山保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書があるときは、その要旨を提出するものとする。

(里山保全地区の指定の告示等)

**第7条** 市長は、里山保全地区の指定をしたときは、これを告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 里山保全地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

(里山保全地区の指定の変更等)

**第8条** 前2条の規定は、里山保全地区の指定の変更及び解除について準用する。

(里山保全地区内の行為の届出等)

**第9条** 里山保全地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日（当該行為をするに当たって都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法律の規定による手続を必要とする場合は当該手続をする日）の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。

3 第1項の届出をした者（次条において「届出者」という。）は、当該届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 市長は、第1項の届出に係る行為の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(指導及び勧告)

**第10条** 市長は、里山保全地区内における前条第1項各号に掲げる行為が規則で定める基準に適合しないものであると認めるときは、届出者等（届出者及び前条第1項の規定により届出をす

べき者をいう。以下この条において同じ。) に対し、原状回復、行為の変更又は中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により指導が行われている間は、届出者等は、当該指導の対象となっている行為をしてはならない。

3 市長は、届出者等が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(違反事実等の公表)

**第11条** 市長は、第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者があるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前条第3項の規定による勧告に従わない者がある場合で、その者の行為が同条第1項の規則で定める基準に著しく適合しないものであって、権利の濫用に当たると認めるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(立入調査)

**第12条** 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは、他人の土地に立ち入り、又はその状況を調査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

5 土地所有者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

6 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第2節 里山保全協定

(里山保全協定の締結)

**第13条** 市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定(以下「里山保全協定」という。)を締結することができる。

2 里山保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 里山保全協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)

(2) 協定区域における行為の制限その他協定区域の保全に関する事項

(3) 里山保全協定の有効期間

(4) 里山保全協定に違反した場合の措置

(5) その他必要と認める事項

3 市長は、里山保全協定を締結しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 市長は、里山保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(土地所有者等の義務)

**第14条** 協定区域内の土地所有者等は、当該里山保全協定を遵守するとともに、当該協定区域内の自然環境の保全と回復に努めなければならない。

2 協定区域内の土地所有者等は、当該協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動

が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(助成等の措置)

**第15条** 市長は、協定区域内の土地所有者等に対し、里山の保全に関し必要な助言、指導及び助成等の措置をすることができる。

### 第3節 市民の里山

(市民の里山の設置)

**第16条** 市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、里山保全地区内の市有地を市民の里山の区域とすることができる。

3 市長は、市民の里山を設置しようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、市民の里山を設置するときは、その旨を告示しなければならない。

(市民の里山の指定の変更等)

**第17条** 前条第3項及び第4項の規定は、市民の里山の区域の変更又は廃止について準用する。

(市民の里山の管理)

**第18条** 市民の里山の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4節 標識の設置及び土地の買入れ

(標識の設置)

**第19条** 市長は、里山保全地区の指定又は里山保全協定の締結をしたときは、当該里山保全地区若しくは里山保全協定に係る協定区域又はこれらに近接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

(土地の買入れ)

**第20条** 市長は、里山保全地区の環境保全、市民の里山の設置その他里山の保全を効果的に推進するために特に必要があると認める土地があるときは、当該土地の買入れに努めるものとする。

2 市長は、前項により土地を買い入れようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かななければならない。

## 第3章 高知市里山保全審議会

(審議会の設置)

**第21条** この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 雑則

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

**第23条** 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

**第 24 条** 第 12 条第 5 項の規定に違反して同条第 1 項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げた者は、5 万円以下の罰金に処する。

**第 25 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

**附 則**

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 廃棄物関連条例

### 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔平成6年1月1日  
条例第1号〕

|    |                |         |               |         |
|----|----------------|---------|---------------|---------|
| 改正 | 平成 7年 10月 1日   | 条例第 45号 | 平成 13年 4月 1日  | 条例第 12号 |
|    | 平成 8年 4月 1日    | 条例第 21号 | 平成 16年 1月 1日  | 条例第 11号 |
|    | 平成 9年 4月 1日    | 条例第 11号 | 平成 17年 4月 1日  | 条例第 83号 |
|    | 平成 10年 4月 1日   | 条例第 22号 | 平成 18年 10月 1日 | 条例第 56号 |
|    | 平成 11年 4月 1日   | 条例第 12号 | 平成 19年 10月 1日 | 条例第 45号 |
|    | 平成 12年 4月 1日   | 条例第 2号  | 平成 24年 4月 1日  | 条例第 45号 |
|    | 平成 12年 12月 26日 | 条例第 64号 | 平成 25年 1月 1日  | 条例第 28号 |
|    | 平成 13年 4月 1日   | 条例第 12号 | 平成 26年 1月 1日  | 条例第 1号  |

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（市の責務）

**第3条** 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。
- 5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

(1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。

(2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。

(3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

(1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。

(2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

**第6条** 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。）その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

**第6条の2** 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に

対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

**第6条の3** 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

**第7条** 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

**第7条の2** 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

**第7条の3** 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬(以下「収集運搬」という。)の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの(以下「資源ごみ」という。)については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

**第7条の4** 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

**第7条の5** 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

**第8条** 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

**第9条** 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

**第10条** 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 爆発性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

**第11条** 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(市が処分する産業廃棄物の種類及び処分手数料)

**第12条** 市が処分する産業廃棄物は、別表3に規定するもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲の量のものうち、市長が認めるものとし、その処分手数料は、同表に定めるとおりとする。

(手数料の減免等)

**第13条** 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

**第14条** 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

**第15条** 削除

(審議会)

**第16条** 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

**第17条** 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

**第18条** この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

**第19条** 法第21条第3項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)  
又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科，化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学，工学，農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者(委任)

**第20条** この条例に規定するもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。  
(罰則)

**第21条** 第7条の5の規定による命令に違反した者は，20万円以下の罰金に処する。

**第22条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関し，前条に規定する違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

**第23条** 重点地域内において，第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻，チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は，5万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に，この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間，旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については，この条例の規定にかかわらず，春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。
- 4 前項に規定する期間，旧春野町の区域において市が行う犬，ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は，1体につき1,000円とする。
- 5 前2項の手数料の減免については，第13条第1項の規定を準用する。

- 6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

**附 則**(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

**附 則**(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

**附 則**(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**(平成13年 4 月 1 日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年 5 月 1 日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成16年 1 月 1 日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年 7 月 1 日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成17年 4 月 1 日条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成18年10月 1 日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成19年10月 1 日条例第45号)

この条例は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成24年 4 月 1 日条例第45号)

この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成25年 1 月 1 日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 4 第 40 条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表 2 及び別表 3 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表 1

## 市長が指示することのできる多量の一般廃棄物

| 区 分         | 排 出 量                 |
|-------------|-----------------------|
| (1)ごみ       | 常時多量排出量 1日平均10キログラム以上 |
|             | 一時多量排出量 30キログラム以上     |
| (2)その他一般廃棄物 | 市長が必要と認める量以上          |

別表 2

## 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料

## (1) 市が収集、運搬及び処分する場合

| 種 別  | 取 扱 区 分 |       | 単 位       | 処 理 手 数 料     |      |
|--|---------|-------|-----------|---------------|------|
| ア し 尿  | 定 額 制   | 回数割   | 普通便槽      | 1世帯当たり収集1回につき | 410円 |
|  |         |       | 改良便槽      |               | 820円 |
|  | 従 量 制   | 人 頭 割 |           | 世帯人員1人につき1箇月  | 410円 |
|  |         | 回 数 割 | 収集1回につき   |               | 410円 |
|  |         | 従 量 割 | 18リットルにつき |               | 240円 |
| イ 犬, ねこ等の死体  |         |       | 1体につき     | 1,030円        |      |
| 備考   |         |       |           |               |      |
| <p>1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。</p> <p>2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。</p> <p>3 し尿処理手数料は、回数割の額に人头割又は従量割の額を加算した額とする。</p> <p>4 人头割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。</p> <p>5 従量制は、定額制を適用しないすべての場合を対象とする。</p> <p>6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。</p> <p>7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料620円を加算する。</p> <p>8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならぬ期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料310円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。</p> |         |       |           |               |      |

(2)市が処分のみをする場合

| 種 別   | 単 位           | 処分手数料 |
|---|---------------|-------|
| ア 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）  | 10 キログラムまでごとに | 120 円 |
| イ プラスチック製容器包装・ペットボトル  | 10 キログラムまでごとに | 290 円 |
| ウ 水銀含有廃棄物   | 5 キログラムまでごとに  | 710 円 |
| エ 犬，ねこ等の死体  | 1 体につき        | 410 円 |
| 備考<br>一般家庭の廃棄物で，アの項にあつては，30 キログラム未満，イの項にあつては10 キログラム未満，ウの項にあつては5 キログラム未満のものについては，それぞれの項の規定にかかわらず，処分手数料を徴収しない。 |               |       |

別表 3

産 業 廃 棄 物 処 分 手 数 料

| 種 別    | 単 位           | 処分手数料 |
|--------|---------------|-------|
| ペットボトル | 10 キログラムまでごとに | 290 円 |

### 3. その他条例

#### わんぱーくこうちアニマルランド条例

〔平成17年10月15日  
条例第107号〕

改正 平成23年3月29日 条例第4号

(設置)

**第1条** 野生動物の保護及び繁殖並びに種の保存を進めるとともに、動物の展示及び動物に関する調査研究を行うことにより、市民の教養文化及び動物愛護意識の向上並びに環境教育の推進に寄与するため、本市にわんぱーくこうちアニマルランド(以下「アニマルランド」という。)を設置する。

(位置)

**第2条** アニマルランドの位置は、次のとおりとする。

高知市棧橋通六丁目9番1号

(事業)

**第3条** アニマルランドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の収集、飼育及び展示に関する事業
- (2) 動物愛護及び環境教育の推進に関する事業
- (3) 動物に関する資料の収集及び展示その他動物に関する調査研究に関する事業
- (4) 野生動物の保護及び繁殖その他種の保存に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するため必要な事業

(入園料)

**第4条** アニマルランドへの入園は、無料とする。

(開園時間)

**第5条** アニマルランドの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

**第6条** アニマルランドの休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は臨時に開園することができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日及び土曜日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月1日までの日

(入園の制限)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アニマルランドへの入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (3) 動物に危害を加え、又は加えるおそれのあるとき。
- (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬を除く。)を携帯するとき。
- (5) 次条の規定に違反したとき。

- (6) 市長の許可を受けることなく第9条の行為をしたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認められるとき。  
(行為の禁止)

**第8条** 入園者は、アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認める行為  
(行為の制限)

**第9条** アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのためにアニマルランドの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

(使用の許可)

**第10条** 市長は、アニマルランドの一部をその用途又は目的を妨げない限度において使用することを許可することができる。

(許可の取消し等)

**第11条** 市長は、第9条又は前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に基づく行為若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

**第12条** 第9条の許可を受けた者は、高知市都市公園条例（昭和35年条例第7号）の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、高知市財産条例（昭和39年条例第13号）の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

**第13条** 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第14条** 使用者は、許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(原状回復)

**第 15 条** 使用者は、許可を受けた行為若しくは使用が終了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

**第 16 条** アニマルランド内の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第 17 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にわんぱくこうち条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 106 号)による改正前のわんぱくこうち条例(平成 5 年条例第 30 号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為(同条例第 3 条第 2 号に規定するアニマルランドに係るものに限る。)は、この条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

## わんぱーくこうち条例

〔平成5年4月1日  
条例第30号〕

|    |                |          |
|----|----------------|----------|
| 改正 | 平成 8年 10月 1日   | 条例第 40号  |
| 改正 | 平成 17年 10月 15日 | 条例第 106号 |
| 改正 | 平成 23年 3月 29日  | 条例第 4号   |
| 改正 | 平成 26年 1月 1日   | 条例第 1号   |

(設置)

**第1条** 子どもたちの心身ともに健全な成長に資するため、自由に遊び自由に学ぶふれあいの場として、本市にわんぱーくこうち(以下「わんぱーく」という。)を設置する。

(位置)

**第2条** わんぱーくの位置は、次のとおりとする。

高知市棧橋通六丁目9番1号

(施設)

**第3条** わんぱーくに、次に掲げる施設を置く。

- (1) プレイランド
- (2) 庭園広場、展示室その他の関連施設

(入園料)

**第4条** わんぱーくへの入園は、無料とする。

(わんぱーくの管理等)

**第5条** 市長は、わんぱーくの管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者にわんぱーくの管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年条例第69号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

**第6条** 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条第1項の遊戯施設の使用の許可に関する業務
- (2) わんぱーくの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務(プレイランドの開園時間)

**第7条** 第3条第1号のプレイランド(以下「プレイランド」という。)の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(プレイランドの休園日)

**第8条** プレイランドの休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は臨時に開園することができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日及び土曜日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月1日までの日

(遊戯施設)

**第9条** プレイランドの遊戯施設(以下「遊戯施設」という。)で規則で定めるものを使用するときは、1遊戯施設につき1人1回510円以内の使用料を徴収する。

2 前項の使用料について回数券を発行する場合は、1割以内の割引をすることができる。

(利用料金の収入等)

**第10条** 市長は、第5条第1項の規定に基づきわんぱーくの管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に遊戯施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、遊戯施設を使用する者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、前条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(入園の制限)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、わんぱーくへの入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者

(2) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれのある者

(3) 他の入園者に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、次条の規定に違反した者又は管理上支障があると認められる者

(行為の禁止)

**第12条** わんぱーくにおいて、入園者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為

(行為の制限)

**第13条** わんぱーくにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにわんぱーくの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

(使用の許可)

**第14条** 市長は、わんぱーくの一部をその用途又は目的を妨げない限度において使用することを許可することができる。

(許可の取消し等)

**第 15 条** 市長は、第 13 条又は前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に基づく行為若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

**第 16 条** 第 13 条の許可を受けた者は、高知市都市公園条例(昭和 35 年条例第 7 号)の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

2 第 14 条の許可を受けた者は、高知市財産条例(昭和 39 年条例第 13 号)の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

**第 17 条** 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第 18 条** 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

(原状回復)

**第 19 条** 使用者は、許可を受けた行為若しくは使用が終了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

**第 20 条** わんぱーく内の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第 21 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 2 日から施行する。

(高知市立動物園条例の廃止)

2 高知市立動物園条例(昭和 26 年条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(平成 8 年 10 月 1 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 15 日条例第 106 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のわんぱーくこうち条例第 16 条の規定に基づき委託しているわんぱーくこうちの管理及び当該管理の委託を受けた者による使用料の收受等については、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用，利用，行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては，なお従前の例による。

## 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例

昭和 49 年 10 月 15 日  
条 例 第 63 号

**改正** 昭和 56 年 4 月 1 日条例第 2 号  
平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号  
平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号

平成 8 年 4 月 1 日条例第 21 号  
平成 19 年 4 月 1 日条例第 21 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)
- 第 2 章 みどりのまちづくり基本計画
  - 第 1 節 みどりのまちづくり基本計画(第 6 条)
  - 第 2 節 削除
- 第 3 章 自然の保護
  - 第 1 節 特別保護地区(第 13 条―第 18 条)
  - 第 2 節 保存緑地(第 19 条・第 20 条)
  - 第 3 節 保存樹木及び保存樹林(第 21 条―第 27 条)
  - 第 4 節 保護措置等(第 28 条―第 30 条)
- 第 4 章 緑化の推進(第 31 条―第 36 条)
- 第 5 章 公共の場所等の清潔及び美観の保持(第 37 条―第 43 条)
- 第 6 章 補則(第 44 条―第 49 条)
- 附則

### 前文

自然は、人間にとって生命をはぐくむ母胎であり、遠い昔から今日にいたる長い歳月を自然とともに生活してきたわれわれは、自然から試練とともに恩恵を受け、それを生かすことによつて現代の文明をきずきあげてきた。すべての市民が、健康で文化的な生活を営むための良好な環境は、すべての市民の基本的権利として守られ、現代の市民から将来の市民へ継承されなければならない。

わたしたちのまち高知市は、美しい自然と清潔なたたずまいの都市として、長い歴史を歩んできたが、最近における急速な都市化の進行や産業優先の開発は、適切な制御がなされないまま無秩序な開発を生み、いたるところで自然を破壊し、環境を汚染し、生活環境を著しく悪化させている。

自然をはじめとする人間の環境は、厳粛で微妙な法則によつて調和を保っているものであつて、ひとたび破壊されるとその復元に長い年月を要し、あるいは全く復元できない場合さえあり、このまますすめば、われわれの将来に重大な環境悪化をもたらすおそれがある。

われわれは、このような状態を速やかに改善し、自然を尊び、自然を愛し、その調和をそこない利用に努めるとともに、緑化を推進し、風致景観を保全し、生活の場をみどりとうるおいのあるものとし、もつて市民が健康で文化的な生活を営むためのよりよい環境の創出に、市民の総力を結集すべきであると考えている。

ここに、われわれは、あらゆる力をつくしてその理想と目的を達成するため、高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、都市生活にとって良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、市民が常に良好な環境を享受できるよう自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自然の保護及び緑化の推進等について必要な措置を講ずるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、自然の保護及び緑化の推進等に努めるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市民運動への配慮)

**第5条** 市長は、市民が自然の保護、緑化の推進等に関する意識を高め、その自主的な運動を通じてみどりのまちづくりを推進していくための必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

## 第2章 みどりのまちづくり基本計画

### 第1節 みどりのまちづくり基本計画

(基本計画)

**第6条** 市長は、自然の保護、緑化の推進等に関するみどりのまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然の保護と緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本構想
- (2) 特別保護地区等の指定及び自然保護に関する基本的事項
- (3) みどりの街区、公共施設、工場、事業場、近隣共同緑化等の都市緑化に関する基本的事項
- (4) 前各号のほか、自然の保護とみどりのまちづくりに関する重要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市緑政審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する

### 第2節 削除

**第7条から第12条まで** 削除

### 第3章 自然の保護

#### 第1節 特別保護地区

(特別保護地区の指定)

**第13条** 市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認める地区を次に掲げる区分により特別保護地区として指定することができる。

- (1) 特別自然保護地区 原生の状態にある植生又は学術上特に貴重な植生のある地域
- (2) 特別動物環境保護地区 野生動物の貴重な生息地又は代表的な群生地

2 市長は、前項の特別自然保護地区又は特別動物環境保護地区(以下「特別保護地区」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、特別保護地区を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該保護地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、特別保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 特別保護地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第2項、第6項及び前項の規定は、特別保護地区の指定の解除及び区域の変更について、第2項から前項までの規定は、特別保護地区の拡張について、それぞれ準用する。

(特別保護地区における行為の制限)

**第14条** 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、市長の許可を受けなければしてはならない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、鉦物を掘採し、土石を採取し、水面を埋め立て、又は干拓する等の土地の形質の変更を行うこと。
- (3) 木竹を伐採し、掘り取り、又は保護植生を破壊すること。
- (4) 保護動物(卵を含む。)を捕獲し、採取し、又は保護動物の生息環境を破壊すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの。

2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該行為に係るもの。
- (4) 通常の管理行為又は規則で定める行為。

3 特別保護地区内において、非常災害のために必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

4 特別保護地区内において、国又は地方公共団体が、第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知するものとする。

(許可申請等)

**第15条** 前条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為をしようとする日の30日前までに、市長に行為の種類、場所、施行方法及び着手の時期その他規則で定める事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可申請が、特別保護地区指定の目的を阻害するおそれがあると認めるものについては、許可をしてはならない。

4 市長は、第1項及び第2項の許可には、特別保護地区における自然環境及び動物環境の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

5 特別保護地区に指定され、又は拡張された際、前条第1項各号に掲げる行為に着手している者が引き続いてその行為を行おうとする場合は、その指定又は区域の拡張の日から14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(中止命令等)

**第16条** 市長は、特別保護地区内において、許可を受けずに第14条第1項各号の行為を行っている者又は許可に付せられた条件に違反した者若しくは虚偽の申請をして許可を受けた者に対して、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(助成措置)

**第17条** 市長は、特別保護地区の土地の所有者又は権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

(土地の買入れ)

**第18条** 市長は、特別保護地区内の土地で当該地区の自然環境を保護するため特に必要があると認めるものについて、その土地の所有者から第15条第1項又は第2項の許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすことになることにより、その土地を市において買入れるよう申出があつた場合においては、これの買入れに努めるものとする。

## 第2節 保存緑地

(保存緑地の指定)

**第19条** 市長は、良好な自然環境を保護するため、次の各号に掲げる山林、樹林等を、所有者又は占有者との保全協定により、保存緑地として指定することができる。

(1) 良好な自然環境又はすぐれた景観を形成している山林、樹林、社寺叢等で、市民の健全な生活環境を確保するために必要なもの

(2) 公害又は災害の防止のためのしや断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、前項の保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。これを廃止し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、第1項の規定による協定を締結したときは、指定地域の所在地の区域、指定内容その他必要な事項を速やかに公告するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

(助成措置)

**第20条** 市長は、保存緑地の土地の所有者又は占有者に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

### 第3節 保存樹木及び保存樹林

(保存樹木等の指定)

**第21条** 市長は、美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保存樹木等の指定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。これを解除し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定に基づき指定され、若しくは仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(3) 国又は地方公共団体の所有若しくは管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げる以外のもの

4 市長は、第1項に規定する保存樹木等の指定をしたときは、その旨を所有者に通知するとともに告示しなければならない。これを解除し、又は変更したときも同様とする。

(行為等の届出)

**第22条** 保存樹木等の所有者は、次に掲げる行為をしようとするときは、市長に、規則で定めるところにより、その行為をしようとする日の30日前までに届け出なければならない。

(1) 保存樹木等を伐採し、掘り取り、枝条を切り取り、又は剥皮すること。

(2) 保存樹木の樹冠の投影面積の土地又は保存樹林内に移動の容易でない物件を設置し、若しくは堆積し、又は廃棄物を投棄すること。

(3) 保存樹木等に広告物を掲出し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、著しく保存樹木等の生育を妨げる行為。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で、保存樹木等の良好な生育を妨げるおそれのない行為(行為の着手の禁止)

**第23条** 前条の届出をした者は、その届出をした日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。ただし、市長が、その保存樹木等の保存上支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

(行為の中止等の勧告)

**第24条** 市長は、第22条第1項の届出があつた場合に、当該保存樹木等の保存のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して保存樹木等の保全に必要な限度においてその行為を中止し、又は変更し、若しくは必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(中止命令等)

**第25条** 市長は、第22条第1項の届出をせずに同項各号に掲げる行為を行つている者、虚偽の届出をした者又はその届出をしている者であつても行為の中止等の勧告を受け入れないため、当該保存樹木等の保全上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、その行為の中止、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(着手禁止期間の延長)

**第26条** 市長は、第22条第1項の届出があつた場合に、実地調査その他止むを得ない理由があるときは、第23条の期間を延長することができる。この場合においては、延長する期間、理由等を届出者に通知しなければならない。

(助成措置)

**第 27 条** 市長は、保存樹木等の所有者に対し、当該樹木の保存に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

#### 第 4 節 保護措置等

(標識の設置)

**第 28 条** 市長は、第 13 条の特別保護地区、第 19 条の保存緑地及び第 21 条の保存樹木等(以下「保護地区等」という。)を指定したときは、規則で定めるところにより、その所在地、区域その他必要な事項を表示する標識を設置するものとする。

2 前項に規定する土地の所有者又は占有者は、正当と認められる理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を市長の承認を得ず移転し、除却し、又はき損してはならない。

(所有者等の義務)

**第 29 条** 保護地区等の所有者及び占有者は、指定された区域内の自然環境の保全、樹木等の枯損の防止及び動植物の良好な生息環境の維持等に努めなければならない。

2 保護地区等の所有者及び占有者は、その区域内の樹木等が滅失し、又は枯死し、あるいは地形等に著しい変動が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 保護地区等の所有者は、その区域内の土地を他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(開発に伴う自然の保護)

**第 30 条** 何人も開発又は土地の区画形質の変更に当たっては、市民の健康で快適な生活環境の確保に留意し、緑地の損失を最小限にとどめるとともに、その回復について適切な措置を講じなければならない。

2 都市計画区域内において、農地及び採草放牧地以外の目的で 1 ヘクタール以上の開発行為をしようとする者は、その開発面積の 50 パーセント以上が山林、樹林等の緑地であるときは、別に定めるところにより、現存樹木等の保存を図らなければならない。

#### 第 4 章 緑化の推進

(公共施設の緑化)

**第 31 条** 市は、その管理する道路、公園、広場、運動場、学校、保育所その他の公共施設について緑化計画を定め、積極的に緑化に努めなければならない。

(みどりの街区)

**第 32 条** 市長は、市街地における美観風致の維持及び緑化を推進するため必要があると認めるときは、当該街区をみどりの街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、みどりの街区を指定したときは、これを告示するとともに、その街区についての緑化計画を定めなければならない。

(修景及び緑化についての勧告等)

**第 33 条** 市長は、みどりの街区内の土地及び建築物の所有者若しくは占有者又は屋外広告物の設置者等に対し、緑化の推進及び建築物又は屋外広告物等の意匠、色彩等について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(近隣共同緑化協定)

**第 34 条** 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。)の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下本条において「土地所有者等」という。)は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定(以下「近隣共同緑化協定」という。)を締結し、市長に提出してその認定を受けることができる。

2 近隣共同緑化協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 緑化協定の目的となる土地の区域
- (2) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
  - ア 樹木等の種類
  - イ 樹木等を植栽する場所
  - ウ かき又はさくの構造
  - エ その他緑化に関する事項
- (3) 緑化協定の有効期間
- (4) 緑化協定に違反した場合の措置

3 市長は、前項の近隣共同緑化協定が、この条例の目的に適合しているときは、当該近隣共同緑化協定を認定し、その旨を公表しなければならない。

4 近隣共同緑化協定を締結した土地所有者等は、当該近隣共同緑化協定の定めるところに従って緑化を図らなければならない。

5 市長は、近隣共同緑化協定に定めるところに従って、緑化を行う土地所有者等に対し必要な助言又は技術的指導をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

6 近隣共同緑化協定を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工場等の緑化)

**第 35 条** 敷地面積 3,000 平方メートル以上の工場、事業場又はそれらの団地(以下「工場等」という。)を設置している者又は設置しようとする者は、工場等の植樹及び美化を図らなければならない。

2 工場等を新たに設置しようとする者又は拡張後の敷地面積が 3,000 平方メートル以上となる工場等の増設をしようとする者は、あらかじめ市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、工場等を設置している者と、工場等の植樹及び美化について、緑化協定を締結することができる。

(市民の木、市民の花)

**第 36 条** 市長は、全市域に郷土にふさわしい緑を豊かにするため、市民の木、市民の花(以下「市民の木等」という。)を選定することができる。

2 市長は、前項の市民の木等を選定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、市民の木等を選定したときは、その旨を告示するとともに、その普及を図るため必要な技術的指導をするほか、苗木及び種子の配布等の措置を講ずるものとする。

## 第 5 章 公共の場所等の清潔及び美観の保持

(公共の場所の清潔の保持)

**第 37 条** 何人も道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の場所を汚損してはならない。

(街路樹，緑地帯等における行為の制限)

**第 38 条** 何人も，市長が管理する街路樹又は緑地帯においては，市長の許可がある場合を除き，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 木竹を伐採し，掘り取り，枝条を切除し，剥皮し，又は草花等を採取すること。
- (2) 植樹柵又は支柱を破損すること。
- (3) 樹木等の損傷のおそれがある場所又は方法で，ものを燃焼すること。
- (4) 植樹柵及び緑地帯等を占用し，若しくは使用し，又はそれらの中にふん尿，塵芥，廃棄物その他の物件を放置すること。
- (5) 樹木及び支柱に広告物を表示し，若しくは植樹柵及び緑地帯等の中に広告物を掲出する物件を設置すること。ただし，本号の適用に当たっては，政治的活動の自由その他基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用除外)

**第 39 条** 国又は地方公共団体が法令に基づいて行う行為，非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為については，前条の規定は適用しない。ただし，それらの行為をしようとするとき及び工事が完了したときは，市長に通知し，又は届け出るものとする。

(違反に対する措置)

**第 40 条** 市長は，第 38 条各号に掲げる行為を行つた者又は行かせた者に対し，これらの行為を直ちに中止させ，若しくは原状回復又は除却をさせるほか，美観風致を維持するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は，第 38 条第 4 号に規定する塵芥，廃棄物その他放置された物件又は同条第 5 号に規定する広告物について，前項の措置を命じようとする場合においては，これらの行為を行つた者又は行かせた者を，過失がなく確知することができないときは，その措置を自ら行い，又は市長が命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし，これらの広告物のうち，広告塔，広告板又は広告物を掲出する物件については，5 日以上の期限を定めて，その期限までに原状回復又は除却しないときは，自ら除却する旨若しくはその命じた者又は委任した者が，原状回復又は除却する旨を公告するものとする。

3 市長は，前項の措置を行つた後，それらの行為を行つた者又は行かせた者が判明した場合，その措置に要した経費を弁済させることができる。

(あき地等の管理)

**第 41 条** 市街化区域内で，人が居住し，又は人が通常往来する地域及びその周辺のあき地等の所有者及び占有者は，雑草の繁茂による犯罪，ごみの不法投棄の誘発及びカ，ハエ，ネズミ等の発生並びに交通上の支障等を防止するため，必要な措置を講ずるとともに，ブタクサ，セイタカアワダチソウ等の有害な雑草を除却しなければならない。

(飼犬等の飼育)

**第 42 条** 飼犬，飼猫等の愛がん動物の飼育者は，その動物の性質，形状等に応じ，その動物が近隣住民の生活環境や公共の場所の清潔を害さないよう飼育するとともに，ふん尿については飼育者の責任において処理しなければならない。

(勧告及び命令)

**第 43 条** 市長は，第 41 条又は第 42 条の規定に違反して当該公共の場所及びあき地等の環境を著しく害していると認められる者に対して，その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し，又は命ずることができる。

## 第6章 補則

(報告の徴収及び立入調査)

**第44条** 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該関係保護地区等並びに第13条、第19条、第21条、第30条、第34条、第35条及び第41条に規定する土地の所有者又は占有者その他の関係人に対し、必要な報告を求め、又は市の職員をして当該土地に立ち入らせ必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は占有者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 所有者又は占有者その他の関係人は、正当な理由がない限り第1項の規定による報告又は調査若しくは立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

**第45条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反した者
- (2) 第15条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 第16条の規定による命令に違反した者

**第46条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第25条の規定による命令に違反した者

**第47条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条の規定に違反した者
- (2) 第38条第1号から第4号までに規定する行為に関し、第40条第1項の命令に違反した者
- (3) 第43条の規定による命令に違反した者
- (4) 第44条第3項の規定に違反した者又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

**第48条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第45条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

**第49条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、昭和49年11月15日から施行する。

2 この条例の施行の日において、現に第35条第1項の工場等の建設工事に着手している者は、施行の日から起算して30日以内に、市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

**附 則**(昭和56年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 8 年 4 月 1 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 19 年 4 月 1 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

# 高知市都市公園条例

〔昭和 35 年 3 月 23 日〕  
条 例 第 7 号

## 改正

|                           |                           |                            |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 昭和 38 年 6 月 25 日条例第 38 号  | 昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号 | 平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号     |
| 昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号  | 昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号   | 平成 6 年 4 月 1 日条例第 20 号     |
| 昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号   | 昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号   | 平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号    |
| 昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号  | 昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号  | 平成 7 年 4 月 1 日条例第 24 号     |
| 昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号  | 昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号 | 平成 7 年 10 月 1 日条例第 49 号    |
| 昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号 | 昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号   | 平成 8 年 4 月 1 日条例第 17 号     |
| 昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号  | 昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号  | 平成 9 年 4 月 1 日条例第 11 号     |
| 昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号   | 昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号  | 平成 11 年 10 月 5 日条例第 56 号   |
| 昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号 | 昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号   | 平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号     |
| 昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号   | 昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号 | 平成 17 年 1 月 1 日条例第 66 号    |
| 昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号   | 昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号   | 平成 17 年 4 月 1 日条例第 77 号    |
| 昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号    | 昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号   | 平成 17 年 10 月 15 日条例第 119 号 |
| 昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号  | 昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号   | 平成 18 年 10 月 1 日条例第 57 号   |
| 昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号   | 昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号   | 平成 20 年 1 月 1 日条例第 23 号    |
| 昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号   | 昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号   | 平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号    |
| 昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号  | 昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号    | 平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号   |
| 昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号   | 昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号    | 平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号    |
| 昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号  | 平成 3 年 12 月 25 日条例第 39 号  | 平成 25 年 1 月 1 日条例第 33 号    |
|                           |                           | 平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号     |

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 章 都市公園の管理(第 3 条―第 12 条の 2)
  - 第 3 章 駐車場の管理(第 12 条の 3―第 12 条の 17)
  - 第 4 章 雑則(第 13 条―第 18 条)
  - 第 5 章 罰則(第 19 条―第 22 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号)に定めるもののほか、本市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置及び規模に関する技術的基準)

**第2条** 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

**第2条の2** 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

**第2条の3** 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準は、次に掲げるとおりする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
  - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
  - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
  - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
- 2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

**第2条の4** 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

**第2条の5** 都市公園についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書

に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

**第3条** 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 指定された場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

6 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

**第4条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

**第5条** 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。

（利用の禁止又は制限）

**第6条** 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置若しくは管理の許可申請者の資格及び申請書の記載事項）

**第7条** 法第5条第1項の規定により都市公園内において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

2 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。以下同じ。)

イ 種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理の方法

ク 工事実施の方法

ケ 設置工事期間

コ 都市公園の復旧方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名

イ 種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

**第8条** 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名

(2) 工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の種類及び数量

(3) 占用物件の管理方法

(4) 工事実施の方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(7) その他市長の指示する事項

(許可を要しない占用物件の軽微な変更)

**第9条** 法第6条第3項ただし書に規定する許可を要しない軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

(2) 占用物件の構造を変えない修繕

(3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(設計書等)

**第10条** 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

**第 11 条** 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表 1 に定める額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該使用料に消費税法に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)に消費税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に 1 を加えて得た率(以下「消費税等の率」という。))を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))を使用料として納付しなければならない。

(監督処分)

**第 12 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(公園施設の設置及び管理の委託)

**第 12 条の 2** 市長は、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、公園施設の設置及び管理に関する業務の全部又は一部を公共的団体に委託することができる。

### 第 3 章 駐車場の管理

(駐車場の利用許可等)

**第 12 条の 3** 都市公園内の駐車場で次に定めるもの(以下「駐車場」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

名称 高知市桂浜公園駐車場  
位置 高知市浦戸 779 番地

(駐車場の管理等)

**第 12 条の 4** 市長は、駐車場の管理を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

**第 12 条の 5** 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場を利用する車両の入出場のために必要な業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

**第 12 条の 6** 指定管理者は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定が効力を有する間、第 12 条の 3、第 12 条の 11 及び第 12 条の 15 に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(供用時間)

**第 12 条の 7** 駐車場の供用時間は、午前 6 時から午後 10 時 30 分までとする。

2 駐車場の有料供用時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

3 市長は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、前 2 項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

**第 12 条の 8** 市長は、駐車場の整備及び補修その他管理上必要があるときは、前条の規定にかかわらず、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示する。

(駐車場の使用料)

**第 12 条の 9** 第 12 条の 3 の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を市長に納付しなければならない。

(利用料金の収入等)

**第 12 条の 10** 市長は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、別表 2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金の減免及び還付については、第 16 条及び第 17 条の 9 の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 16 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 17 条の 9 中「使用料等(第 11 条及び第 12 条の 9 に規定する使用料、第 17 条の 3 第 1 項に規定する分担金及び第 17 条の 4 第 1 項に規定する汚水処理施設使用料をいう。)」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(駐車の拒否)

**第 12 条の 11** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

**第 12 条の 12** 利用者は、駐車場において、次の行為をしてはならない。

(1) 他の車両の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設及び駐車中の車両を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。

(3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。

(4) 営業行為や演説、宣伝、署名運動及びこれに類似する行為をすること。

(5) 飲酒運転及び無免許運転をすること。

(6) ごみその他の汚物を捨てること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

**第 12 条の 13** 駐車場に駐車する車両の運転手、同乗者、乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場に立ち入ることができない。

(造作等の制限)

**第 12 条の 14** 利用者は、駐車場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。(利用許可の取消し等)

**第 12 条の 15** 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者については、その利用許可を取り消し、又は駐車場の利用を禁止する。

(1) この条例及びこの条例に基づいて定める規則に違反する者

(2) 法令に違反する行為を行つた者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(原状回復又は損害賠償義務)

**第 12 条の 16** 駐車場及び附属設備を破損した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前条の規定に基づく利用許可の取消しによつて、利用者が被つた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(駐車場内における損害についての責任)

**第 12 条の 17** 駐車場内における盗難、破損、車両相互の接触又は衝突によつて生じた損害その他の火災事変又は不可抗力による損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責めによる損害については、この限りでない。

#### 第 4 章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

**第 13 条** 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(届出)

**第 14 条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第 1 号に掲げる者が法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(使用料の徴収)

**第 15 条** 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有又は第 3 条第 1 項各号に掲げる行為については、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 都市公園の使用の期間が会計年度をまたぐものについては、初年度分は使用の許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。

3 使用料が特に多額であるか、又は特別の事情により一時に納付することが困難であると認めるときは、分割徴収することができる。

(使用料の減免)

**第 16 条** 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項、同条第 3 項又は第 12 条の 3 の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

**第 16 条の 2** 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第 17 条** 第 2 条の 4、第 2 条の 5 及び第 3 条から第 16 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(汚水処理施設の利用許可等)

**第 17 条の 2** 都市公園内の汚水処理施設で市長が別に定めるもの(以下「汚水処理施設」という。)を利用して汚水を排除しようとする者は、別に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 汚水処理施設を利用することができる者は、当該汚水処理施設が設置された都市公園における公園施設の設置者又はこれに準ずる者その他市長が認める者とする。

3 市長は、第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「汚水処理施設利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、汚水処理施設の利用を禁止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、汚水処理施設利用者が被つた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(1) 条例その他の法令及びこの条例の規定に基づき別に市長が定めた事項に違反したとき。

(2) 次条に規定する汚水処理施設分担金又は第 17 条の 4 に規定する汚水処理施設使用料を納付しないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(汚水処理施設分担金)

**第 17 条の 3** 市長は、汚水処理施設利用者に対し、汚水処理施設分担金(以下「分担金」という。)を賦課し、これを徴収する。

2 分担金は、排水設備を汚水処理施設に連絡する管に接続する際に賦課するものとし、その額は、汚水処理施設利用者 1 人につき 371,000 円とする。

3 市長は、分担金を賦課したときは、当該分担金の額及びその納付期限等を汚水処理施設利用者へ通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、汚水処理施設利用者が分割納付の申出をしたときは、1 年以内に分割して徴収することができる。

(汚水処理施設使用料)

**第 17 条の 4** 市長は、汚水処理施設利用者から汚水処理施設使用料を徴収するものとする。

2 汚水処理施設使用料は、毎利用月において汚水処理施設利用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表 3 により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(汚水処理施設使用料の算定)

**第 17 条の 5** 市長は、汚水処理施設使用料の算定の基準日として、あらかじめ定例日を定める。

2 市長は、定例日における汚水量を基に、その日の属する月分(以下「当月分」という。)及び前月分として汚水処理施設使用料を算定する。

3 前項の場合において、汚水量は、各月均等とみなす。ただし、当該汚水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当月分に繰り入れる。

4 汚水量は、当該污水处理施設利用者の水道の使用水量とする。ただし、これにより難い場合には、污水处理施設利用者から必要な資料の提出を求めて汚水量を認定することができる。

(特別な場合における污水处理施設使用料の算定)

**第17条の6** 污水处理施設の利用を休止し、又は廃止した場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、定例日以外の日における汚水量を基に、污水处理施設使用料を算定することができる。

2 污水处理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は前項に規定する場合における基本料金は、別に定める日割計算の方法により算定する。

3 前項の場合における従量料金は、当該利用日数が30日を超えない場合にあつてはその汚水量をもつて算定し、当該利用日数が30日を超える場合にあつては前条第2項及び第3項の規定の例により算定する。

(污水处理施設使用料の徴収方法)

**第17条の7** 污水处理施設使用料は、納入通知書により2箇月分をまとめて徴収する。

2 前条第1項に規定する場合における污水处理施設使用料は、その都度これを徴収することができる。

(分担金及び污水处理施設使用料の減免)

**第17条の8** 市長は、污水处理施設利用者が国又は地方公共団体である場合その他市長が必要と認める場合においては、分担金及び污水处理施設使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

**第17条の9** 既納の使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金並びに第17条の4第1項に規定する污水处理施設使用料をいう。)は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第18条** この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

## 第5章 罰則

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をしたもの

(2) 第5条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第12条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

**第20条** 詐欺その他不正の行為により使用料、分担金又は污水处理施設使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

**第21条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

**第22条** 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に権原に基いて都市公園の一部を使用している者は、その権原に基いてなお使用することができるものとされている期間、当該使用をすることについて法第 5 条第 2 項又は法第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町都市公園条例(昭和 57 年春野町条例第 699 号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 4 編入日前に法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により春野町長の許可を受けた者に係る使用料（平成 19 年度分までに限る。）及び前項の規定によりこの条例の相当規定に基づき許可を受けたものとみなされた者に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、春野町条例の例による。
- 5 編入日前にした春野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 38 年 6 月 25 日条例第 38 号)

- 1 この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に都市公園の一部の占用の許可を受け、使用中のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 高知市公園条例(昭和 28 年高知市条例第 44 号)は、廃止し、同条例に規定する桂浜公園及び筆山公園は、それぞれ当該名称をもつてこの条例による都市公園とする。

附 則(昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号)

この条例は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の 2 及び別表 3 の規定は、高知市桂浜公園有料駐車場開設の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号)

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 50 年 5 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市立児童遊園条例(昭和 41 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表 2」を「別表 1」に改める。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 3 年 12 月 25 日条例第 39 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(道路占用料等に係る経過措置)

- 4 第 17 条から第 19 条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の条例の規定に基づき占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 6 年 4 月 1 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 7 年 4 月 1 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 7 年 10 月 1 日条例第 49 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

**附 則**(平成8年4月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表1(以下「改正後の別表1」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る使用料から適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用の許可を受けた物件で施行日以後引き続いて占有するもの(施行日以後占有の期間の満了により引き続き占有の許可を受けたものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成8年度以後の年度分の使用料は、当該継続物件に係る当該年度分の使用料として改正後の別表1の規定により算定して得た額が当該継続物件に係る前年度分の使用料に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)を超える場合には、当該調整使用料額とする。

**附 則**(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(道路占用料等に係る経過措置)

- 4 第22条、第23条及び第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定を除く。)の規定による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

(下水道使用料等に係る経過措置)

- 5 第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定に限る。)、第25条及び第26条の規定による改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している汚水処理施設、下水道又は団地下水道の使用で施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

**附 則**(平成11年10月5日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

**附 則**(平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 12 条の規定による改正後の高知市都市公園条例(以下「改正後の都市公園条例」という。)別表 1 の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。  
(高知市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に汚水処理施設の利用の許可を受けている者は、改正後の都市公園条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた者とみなす。  
(罰則に関する経過措置)
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 17 年 1 月 1 日条例第 66 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

**附 則**(平成 17 年 4 月 1 日条例第 77 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 17 年 10 月 15 日条例第 119 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市都市公園条例第 15 条の 4 第 1 項の規定に基づき委託している駐車場の管理については、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

**附 則**(平成 18 年 10 月 1 日条例第 57 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 20 年 1 月 1 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例第 17 条の 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に汚水処理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は同条第 1 項に規定する場合における汚水処理施設使用料の算定(以下「利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定」という。)から適用し、同日前の利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年 1 月 1 日条例第33号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公園施設の設置等に係る使用料の経過措置)

- 11 第 47 条の規定による改正後の高知市都市公園条例第 11 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

- 12 第 47 条の規定による改正後の高知市都市公園条例第 17 条の 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して使用している汚水処理施設の使用で同日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(平成 26 年 4 月 1 日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、平成 26 年 4 月 1 日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から平成 26 年 4 月 1 日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 13 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

別表 1

- 1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

| 公園施設の種類   | 単位                 | 金額    |
|---|--------------------|-------|
| 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 5 項、第 6 項及び第 8 項に定める公園施設 | 1 平方メートル<br>1 年につき | 700 円 |

## 2 公園施設を管理する場合

| 公園施設の種類及び名称 | 金額  |
|-------------|---|
| 売店及び休憩所     | 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第4条により算出した額の範囲内 |

## 3 都市公園を占用する場合

| 占用物件名                          |              | 単位  | 金額     |
|--------------------------------|--------------|---|--------|
| 電柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの  | 第1種電柱        | 1本 1年につき  | 1,000円 |
|                                | 第2種電柱        | 1本 1年につき  | 1,600円 |
|                                | 第3種電柱        | 1本 1年につき  | 2,200円 |
| 電話柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの |              | 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条による土地等の使用の対価 |        |
| 送電塔その他これに類するもの                 |              | 1平方メートル 1年につき   | 1,400円 |
| 公衆電話所                          |              | 電気通信事業法第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令第5条による土地等の使用の対価                           |        |
| 水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するもの      | 外径が0.4メートル未満 | 1メートル 1年につき   | 190円   |
|                                | 外径が0.4メートル以上 | 1メートル 1年につき   | 480円   |
| 工事用施設及び材料置場                    |              | 1平方メートル 1日につき   | 30円    |
| 線類                             | 上空           | 1メートル 1年につき   | 10円    |
|                                | 地下           | 1メートル 1年につき   | 5円     |
| 露店その他                          |              | 1平方メートル 1月につき   | 150円   |

備考 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

## 4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

| 行為の種類             |             | 単位            | 金額     |
|-------------------|-------------|---------------|--------|
| 行商、募金その他これらに類する行為 |             | 1人 1月につき      | 600円   |
| 業として行う写真の撮影       |             | 1人 1月につき      | 700円   |
| 業として行う映画の撮影       |             | 撮影機1台 1時間につき  | 1,400円 |
| 興行                |             | 1平方メートル 1日につき | 20円    |
| 第3条第1項第4号の行為      | 占用物件を設ける部分  | 1平方メートル 1日につき | 30円    |
|                   | 占用物件を設けない部分 | 1平方メートル 1日につき | 10円    |

別表 2

| 自動車種別区分<br>＼ 区分 |              | 普通自動車                     | 小型<br>・軽自動車               | 2輪自動車及び原動<br>機付自転車      | 自転<br>車 |
|-----------------|--------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|---------|
| 駐車料金            | 1台1日         | 800円                      | 400円                      | 50円                     | 無料      |
|                 | 1回につき        |                           |                           |                         |         |
| 定期駐車<br>料金      | 1台1箇月<br>につき | 9,780円                    | 4,890円                    | 780円                    |         |
| 回数駐車料金          |              | 回数券<br>11枚つづり1冊<br>8,000円 | 回数券<br>11枚つづり1冊<br>4,000円 | 回数券<br>11枚つづり1冊<br>500円 |         |

備考 この表において普通自動車，小型自動車及び軽自動車とは，それぞれ道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車，小型自動車及び軽自動車(2輪自動車を除く。)の区分によることとする。

ただし，普通自動車のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に掲げる自動車種別分類番号3及び30から39までのものは，小型自動車に区分する。

別表 3

| 使用料月額 |                            |         |
|-------|----------------------------|---------|
| 基本料金  | 従量料金(1立方メートルにつき)           |         |
| 円     | 汚水量                        | 料金      |
| 900   | 1立方メートルから 10立方メートルまで       | 円<br>10 |
|       | 10立方メートルを超え 20立方メートルまで     | 136     |
|       | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで     | 153     |
|       | 30立方メートルを超え 50立方メートルまで     | 176     |
|       | 50立方メートルを超え 200立方メートルまで    | 221     |
|       | 200立方メートルを超え 1,000立方メートルまで | 270     |
|       | 1,000立方メートルを超えるもの          | 312     |

## 高知市緑政審議会条例

〔昭和 56 年 4 月 1 日  
条例第 19 号〕

|    |                          |                           |
|----|--------------------------|---------------------------|
| 改正 | 平成 9 年 12 月 26 日条例第 44 号 | 平成 11 年 12 月 27 日条例第 57 号 |
|    | 平成 11 年 4 月 1 日条例第 11 号  | 平成 22 年 1 月 1 日条例第 2 号    |
|    | 平成 26 年 1 月 1 日条例第 2 号   |                           |

(設置)

**第 1 条** 本市におけるみどりのまちづくり及び都市公園行政の円滑な運営をはかるため、高知市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自然の保護、緑化の推進等に関すること。
- (2) 都市公園、児童遊園の設置及び管理に関すること。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員若干人をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

**第 7 条** 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議をたすける。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成9年12月26日条例第44号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**(平成11年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成11年12月27日条例第57号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

**附 則**(平成22年1月1日条例第2号)抄

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(高知市緑政審議会条例の一部改正)

8 高知市緑政審議会条例(昭和56年条例第19号)の一部を次のように改める。

第8条中「都市整備部」を「環境部」に改める。

**附 則**(平成26年1月1日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例

〔平成 22 年 7 月 1 日〕  
条例第 52 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、本市における歩きたばこ等の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きたばこ等を防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心して快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

**第 3 条** 市は、歩きたばこ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

**第 4 条** 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

**第 5 条** 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

**第 6 条** 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止区域内における歩きタバコ等の禁止)

**第7条** 市民等は、禁止区域内において歩きタバコ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、タバコの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

(1) 公共の場所を管理する者が指定する場所においてタバコを吸うとき。

(2) 携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってタバコを吸うとき。

(指導又は勧告)

**第8条** 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

## 高知市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

平成 25 年 1 月 1 日  
条 例 第 3 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(園路及び広場)

**第 3 条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90 センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

- カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段又は段差に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段差に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- カ 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

**第4条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(休憩所及び管理事務所)

**第5条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

**第6条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものとする。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げる。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であ

るときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものとする。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造とするものとする。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

**第7条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(便所)

**第8条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(3) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房(以下「多機能便房」という。)を設けること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(多機能便房)

**第9条** 多機能便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設す

ること。

エ 多機能便房を設置している旨を表示する案内標識を設けること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 多機能便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(2) 出入口には、当該多機能便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛け便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、多機能便房について準用する。

**第10条** 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該多機能便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲み場及び手洗い場)

**第11条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲み場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗い場について準用する。

(掲示板及び標識)

**第12条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とするものとする。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別することができるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

**第13条** 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

**第14条** 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 4. 環境年表

| 年        | 国   | 高知県  | 高 知 市  |   |
|----------|---|--|--|---|
|          |   |  | 条例・計画等   | その他   |
| 昭和<br>25 |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>西日本パルプ(後の高知パルプ)操業開始。廃液を江ノロ川に放流。</li> <li>住民と西日本パルプ間で協議書締結</li> <li>災害管理委員会設置</li> </ul>  |
| 29       | ・清掃法  |  | ・清掃条例  |   |
| 31       | ・工業用水法  |  |  |   |
| 33       | ・水質保全法<br>・工場排水規制法  |  |  |   |
| 35       |   |  |  | ・江ノロ川の汚染が顕著となる  |
| 37       | ・ばい煙の排出規制等に関する法律  |  |  | ・大谷清掃工場竣工   |
| 39       |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>週2回のステーション収集方法を実施</li> <li>浦戸湾を守る会結成</li> </ul>  |
| 42       | ・公害対策基本法  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部庶務課 公害担当職員配置</li> <li>宇賀清掃工場竣工</li> </ul>   |
| 43       | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法</li> <li>騒音規制法</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働部環境衛生課に公害対策班を新設</li> <li>県公害対策協議会設置</li> </ul>            |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙測定開始</li> <li>機構改革 安全対策室に安全対策課公害係を設置</li> </ul>   |
| 44       |   |  | ・騒音規制法の政令委任を受ける  | <ul style="list-style-type: none"> <li>下知下水処理場完成</li> <li>高知市市民憲章制定</li> </ul>  |
| 45       | <ul style="list-style-type: none"> <li>公害対策本部設置</li> <li>公害対策基本法改正(調和条項の削除)</li> <li>大気汚染防止法改正(上乗せ規制等)</li> <li>騒音規制法改正</li> <li>水質汚濁防止法</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県公害防止条例</li> <li>厚生労働部公害課新設</li> <li>高知県公害対策本部設置</li> </ul>   |  | ・公害防止設備資金融資制度発足   |
| 46       | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境庁設置</li> <li>悪臭防止法</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止員設置</li> <li>環境保全局新設(公害課)</li> <li>衛生研究所に公害部設置</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革 安全対策部に公害対策課を設置。公害係配置</li> <li>公害バトカーによる公害監視開始</li> <li>市公害対策本部設置</li> <li>県市町村公害行政担当職員連絡会議発足</li> <li>浦戸湾を守る会, 高知パルプの排水管に生コン投入</li> </ul> |
| 47       | ・自然環境保全部  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の拡大(高須地区)</li> <li>公共用水域に対する環境基準類型指定</li> <li>騒音規制区域の拡大(大津, 介良地区)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革 公害対策課に公害検査室を設置</li> <li>菖蒲谷清掃工場竣工</li> <li>潮江地区ばい塵問題 港六社と住民間で公害防止協定締結</li> <li>高知パルプ操業停止</li> </ul>                                       |
| 48       | ・海洋汚染防止法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高知県公害防止センター新設</li> <li>環境保全指導員設置</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭防止法の政令指定を受ける</li> <li>土地保全条例</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革 環境管理部公害対策課となり, 企画係, 指導係を設置</li> <li>公害測定車を配置</li> <li>四国公害行政連絡協議会発足</li> </ul>  |
| 49       |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法の政令指定を受ける</li> <li>みどりの環境の保全と創出に関する条例</li> </ul>   | ・東孕し尿中継場竣工  |

| 年   | 国                  | 高知県              | 高 知 市                                 |  |
|-----|--------------------|------------------|---------------------------------------|--|
|     |                    |                  | 条例・計画等                                | その他  |
| 50  |                    | ・生活環境部新設(公害課)    | ・公害防止条例                               | ・公害監視員制度発足<br>・市公害防止基本計画策定<br>・公害対策審議会発足<br>・機構改革 福祉生活部公害対策課となり、公害係1係となる             |
| 51  | ・振動規制法             | ・公害課を公害対策室に改める   |                                       | ・登録制による資源・不燃ごみ収集開始   |
| 53  |                    | ・保健環境部設置(公害対策室)  |                                       |  |
| 55  |                    |                  |                                       | ・宇賀清掃工場竣工  |
| 56  |                    | ・公害対策室を公害対策課に改める | ・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の一部変更           | ・市公害対策審議会廃止  |
| 58  |                    |                  | ・振動規制法の政令委任を受ける                       |  |
| 59  |                    |                  |                                       | ・し尿陸上処理施設 東部環境センター正式稼働   |
| 60  | ・浄化槽法              |                  |                                       | ・機構改革 保健環境部公害対策課となる<br>・江ノ口川上流塚ノ原地区で生活排水対策運動実施<br>・三里最終処分場竣工                         |
| 61  |                    |                  | ・ほたる条例                                |  |
| 62  |                    |                  |                                       | ・機構改革 市民環境部環境課となり、公害係、自然保護係の2係となる。<br>・鏡川清流保全条例検討委員会発足(63.3答申)                       |
| 平成元 |                    | ・清流保全条例公布        | ・鏡川清流保全条例公布                           | ・鏡川清流保全審議会発足<br>・合併処理浄化槽設置補助制度開始<br>・プラスチックごみ収集開始<br>・浦戸湾七河川一斉清掃始まる                  |
| 2   | ・再生資源の利用の促進に関する法律  | ・清流保全条例施行        | ・鏡川清流保全条例施行                           |  |
| 3   |                    | ・高知県レッドデータブック刊行  | ・鏡川清流保全基本計画策定                         |  |
| 4   |                    |                  | ・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される          | ・鏡川清流保全基金設置<br>・高知クリーン推進会発足  |
| 5   | ・環境基本法(公害対策基本法は廃止) |                  |                                       |  |
| 6   | ・環境基本計画策定          | ・新荘川清流保全計画策定     | ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例<br>・生活排水対策推進計画策定 | ・エコサイクル高知設立  |
| 7   | ・容器包装リサイクル法        |                  | ・一般廃棄物処理基本計画策定                        |  |
| 8   |                    | ・高知県環境基本条例       | ・都市美条例                                | ・冬季鏡川一斉清掃始まる<br>・し尿処理手数料改定   |
| 9   | ・環境影響評価法           |                  | ・環境基本条例                               |  |
| 10  | ・地球温暖化の推進に関する法律    |                  |                                       | ・中核市へ移行<br>・機構改革 環境下水道部環境対策課 環境保全係、減量リサイクル係、産業廃棄物係の3係となる<br>・98'豪雨でメッキ工場水没。青酸ナトリウム流失 |

| 年  | 国  | 高知県                                  | 高 知 市  |  |
|----|--|--------------------------------------|--|--|
|    |  |                                      | 条例・計画等   | その他  |
| 11 | ・ダイオキシン類対策特別措置法  | ・植物版レッドリスト発表<br>・仁淀川清流保全計画策定         | ・ダイオキシン類による健康被害の防止と生活環境の保全に関する条例   | ・三里最終処分場拡張工事終了   |
| 12 | ・循環型社会形成推進基本法<br>・容器包装リサイクル法完全施行<br>・食品リサイクル法<br>・建設リサイクル法 | ・県が動物版レッドリスト発表<br>・安芸川・伊尾木川清流保全計画    | ・環境基本計画策定<br>・里山保全条例   | ・機構改革 環境部設置<br>・ペットボトルの拠点回収開始<br>・「エコタウン高知市・事業計画」が国の認証を受ける |
| 13 | ・環境省発足<br>・家電リサイクル法本格施行<br>・PCB特別措置法                       | ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例           | ・環境保全率先実行計画策定  | ・プラスチック製容器包装分別収集開始   |
| 14 | ・土壌汚染対策法<br>・自動車リサイクル法                                     |                                      |  | ・高知市清掃工場竣工<br>・ヨネツこうち開館<br>・ISO14001認証取得(18年度まで)           |
| 15 | ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律                                       |                                      | ・第2次一般廃棄物処理基本計画策定  |  |
| 16 | ・京都議定書発効   |                                      |  | ・ごみ処理手数料改定   |
| 17 | ・自動車リサイクル法全面施行   |                                      |  | ・鏡村, 土佐山村と合併   |
| 18 |  | ・清流四万十川総合プラン21策定                     | ・第2次生活排水対策推進計画策定<br>・第2次環境保全率先実行計画策定                                     | ・機構改革 ごみ減量推進課を設置   |
| 19 |  |                                      | ・新鏡川清流保全基本計画策定   | ・機構改革 環境保全課に生活排水係を設置<br>・エコパーク宇賀完成<br>・ごみ処理手数料改定           |
| 20 | ・地球温暖化の推進に関する法律改正<br>・エネルギーの使用の合理化に関する法律改正                 | ・物部川清流保全計画策定                         |  | ・春野町と合併<br>・機構改革 春野環境センターを設置                               |
| 21 |  |                                      | ・高知市地球温暖化防止対策地域推進計画策定  | ・機構改革 環境政策課とごみ減量推進課を統合し, 環境政策課となる                          |
| 22 |  |                                      | ・歩きたばこ等の防止に関する条例   | ・機構改革 みどり課が環境部となる<br>・環境政策課に低炭素都市推進室を設置                    |
| 23 |  |                                      |  | ・市内全域で雑がみ収集開始  |
| 24 |  |                                      | ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に, 資源物等のステーションからの持ち去りを禁止する条項を追加<br>・第3次一般廃棄物処理基本計画策定 | ・機構改革 新エネルギー推進課を設置し, 環境政策課から低炭素都市推進室を廃止                    |
| 25 |  |                                      | ・第二次高知市環境基本計画策定  | ・機構改革 環境保全課 自然保護係を環境政策課に移管                                 |
| 26 | 水循環基本法   | ふるさと の いのちをつなぐこうちプラン<br>～生物多様性こうち戦略～ |  | ・機構改革 みどり課を都市建設部に移管し, 春野環境センターを廃止                          |
| 27 | 水循環基本計画  | 第2次仁淀川清流保全計画                         | ・高知市災害廃棄物処理計画Ver.1策定   | ・クリーンセンター新築移転<br>・機構改革 廃棄物対策課ごみ減量推進担当を環境政策課に移管             |

---

## 平成 27 年度版 高知市環境白書

平成 28 年 3 月発行

編集発行

高知市環境部環境政策課

〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号

TEL 088-823-9209

---